

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成23年3月3日(木)

社会・援護局 保護課

目 次

(重点事項)	頁
1 生活保護制度の見直し等について	1
(1) 生活保護制度を取り巻く現状・課題	1
(2) 生活保護制度の見直しに向けた検討	1
(3) 求職者支援制度の創設	2
(4) 住宅手当緊急特別措置事業の継続実施について	2
2 自立支援の充実・強化について	6
(1) 自立支援プログラムの一層の推進について	6
(2) 就労支援の一層の推進について	11
3 平成23年度生活保護基準について	13
(1) 平成23年度生活扶助基準について	13
(2) 子ども手当の増額に伴う対応について	13
(3) その他	13
4 生活保護制度の実施について	15
(1) 平成23年度の保護の実施要領等の改正について	15
(2) 介護扶助について	15
(3) 保護施設の運営及び整備について	18
(4) ブロック会議の開催について	20
5 不正受給対策の推進等について	21
(1) 無料低額宿泊施設等について	21
(2) 要保護者の適切な把握のための関係機関等との連携強化について	22
(3) 会計検査院からの指摘事項について	23
(4) 年金担保貸付利用者の取扱いについて	25
(5) 生活保護法第29条に基づく調査について	26
(6) 医療扶助・介護扶助の適正化について	26

6	生活保護関係予算等について	32
	(1) 生活保護関係予算について	32
	(2) 生活保護関係予算の執行について	33
7	生活保護関係調査等について	37
	(1) 生活保護業務データシステムについて	37
	(2) 平成23年度生活保護関係調査の実施について	38

(参考資料)

1	生活保護の動向	41
2	自立支援プログラム策定・実施状況	57
3	就労支援員の配置状況等	58
4	住宅手当緊急特別措置事業の実績	60
5	年金等の活用を促進する取組事例(広島市)	61
6	医療扶助・介護扶助の状況	63
7	保護施設通所事業・救護施設居宅生活訓練事業実施施設一覧	79
8	平成23年度生活保護関係会議及び生活保護関係研修会の実施状況	80

重 点 事 项

1 生活保護制度の見直し等について

(1) 生活保護制度を取り巻く現状・課題

生活保護制度を取り巻く現状として、稼働能力のある生活保護受給者に対する自立、就労支援及び貧困の連鎖の防止が喫緊の課題である。

- ・リーマンショック以降、特に稼働能力のある生活保護受給者が急増するとともに、生活保護から脱却できない状況が継続している。生活保護受給直後からの自立、就労支援が効果的であり、現場における早急な対応を計画的に促進する必要がある。
- ・また、生活保護受給世帯の子どもは一般世帯よりも高校進学率が低く、再び生活保護に至るリスクが高い等、貧困の連鎖が国会等においても問題となっており、子どもに対する学習支援等に取り組む必要がある。

一方、生活保護受給者から不当に保護費を徴収する貧困ビジネスや奈良県の山本病院事件、向精神薬の転売をはじめとする医療扶助の不正受給等、生活保護受給者を利用した不正事件が横行する等、制度への信頼を揺るがす問題が深刻化している。

こうした課題に対して、生活保護受給者の急増への対応に迫られる地方自治体からは、生活保護制度の抜本改革に向けた国の早急な対応を求められており、昨年10月に指定都市市長会が、同年11月に全国市長会が制度改革に向けた具体的な提案が示されたところである。

(2) 生活保護制度の見直しに向けた検討

今通常国会においては、雇用保険と生活保護との間にある第2のセーフティネット施策を強化するため、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（いわゆる求職者支援法）」を提出しており、最後のセーフティネットである生活保護制度についても、特に稼働能力を有する方に対する自立・就労支援の充実強化に向けて、地方自治体の御提言等を踏まえ、運用改善や予算措置等で速やかに実現できるものは逐次実施してまいりたい。

また、自立、就労支援の充実強化や生活保護費の不正受給対策をはじめとする生活保護制度の見直しについても、地方自治体の御提言等を踏まえて検討する場として、近日中に生活保護制度に関する国と地方の協議（仮称）を開催し、法改正も視野に入

れた検討を進めることとしている。

なお、無料低額宿泊所等に対する法規制を強化するため、民主党において議員立法の国会提出を準備中であり、厚生労働省としても必要に応じ協力していくこととしている。

(3) 求職者支援制度の創設

求職者支援制度については、労働政策審議会における議論を踏まえ、今通常国会に法案を提出したところである。

求職者支援制度の創設により、

- ① これまで雇用保険受給中に再就職できずに生活保護受給者となっていた者が、生活保護を受給することなく、早期に再就職すること
 - ② 就労意欲はあるものの稼働能力を十分に活用されていなかった生活保護受給者が、適切な技能等を身につけ生活保護から早期脱却すること
- などが期待される。

各自治体におかれては、求職者支援制度が真に就職に結びつくような効果ある制度として恒久的に運用されるよう、都道府県労働局・ハローワークとの連携や、制度の適正な活用等について、是非とも御協力をお願いします。

(4) 住宅手当緊急特別措置事業の継続実施について

ア 住宅手当制度について

現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、住宅を喪失した離職者等への対策に万全を期するため、平成21年10月から「住宅手当緊急特別措置事業」を実施している平成21年10月からの事業開始後の実績は以下のとおりである。

【住宅手当実績】

年 度	支給決定数	就職者数
H21.10 ~ H22.12	64,223件	(B)13,468件
うち新規決定分	(A)49,702件	10,846件
うち延長決定分	14,521件	2,622件

就職率(B)/(A)：27.1%

(厚生労働省保護課調べ)

昨年4月から、より多くの方が住宅手当を活用して再就職できるよう、支給要件の一部緩和、支給期間の延長、就職活動要件の一部強化等を実施し、失業等により住居を喪失した方等への住まい対策を強化したところである。

また、公費である住宅手当が暴力団員活動の資金源に繋がることを防止するため、昨年10月に、暴力団員排除に関する取扱いを示すための実施要領改正を行ったところである。

本事業については、経済・雇用情勢等が依然として厳しい現状を踏まえ、平成23年度も継続実施できるよう、平成22年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金の1年延長を決定したところである。

今後も、利用者の視点に立った必要な運用改善や就労支援の強化を図り、離職者が安心して再就職に向けた活動を行うことができるよう、実効性のある支援を実施していくこととしているので、各自治体においても、平成23年度の事業継続実施に向け実施体制を整備するとともに、より一層の本事業の周知・広報及び利用促進に取り組んでいただくようお願いする。

イ 住宅手当受給者に対する就労支援の充実・強化について

住宅手当は、安心して再就職に向けた就職活動をするために必要な居住環境を確保できるよう支援するとともに、再就職又は収入増に向けた就労、自立支援を目的とした事業である。こうした住まい等を失った離職者に対する支援としては、各自治体に住宅確保・就労支援員を配置していただき、住宅手当の支給だけでなく、住宅の確保や再就職に向けた就労支援を継続的に実施することが極めて重要である。

平成23年度においては、住宅手当受給者に対する支援体制の更なる充実・強化を図るため、各自治体においては、住宅確保・就労支援員の更なる増配置に努めていただくようお願いする。

特に、単なる住宅手当の支給事務担当として活用するのではなく、関係機関との連携構築、ハローワークへの同行訪問など、本来の目的である受給者の住宅確保及び再就職に向けた就労支援の強化を図るために活用していただくようご配慮いただきたい。

生活保護受給者の就職率は着実に改善が見られるが、未だ3割弱に止まっており、

生活保護受給者の就労支援事業と比較しても当該就職率を向上させる余地があると考えている。

ハローワークは、昨年4月から住宅手当受給者に対して「就職安定プログラム」を活用した就労支援ナビゲーターによるマンツーマン支援等を行っているところであるが、更に積極的な就労支援を実施するために、新たに平成23年度予算案においては、地方自治体とハローワークが協定を締結し、共通の目標の下で住宅手当受給者等の就労支援を実施する「福祉から就労」支援事業を計上しているところである。

一部の自治体においては、「就職安定プログラム」の活用等、ハローワークとの連携が不十分なところも見受けられるところから、住宅確保・就労支援員は、本事業を積極的に活用し、ナビゲーター等ハローワーク担当職員と緊密に連携を図ることにより、より一層の就労支援の強化に取り組んでいただきたい。

ウ 不正受給の防止について

最近、失業者等を支援する公的制度を不正に利用する事例が報道されているところであるが、住宅手当においては、「住宅手当の適正な支給の実施について（通知）」（平成22年9月27日社援発0927第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、必要な対策を講じるようお願いしているところである。

具体的には、

- ① 前住所地で住宅手当を受けていた疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求めること
- ② 住宅喪失者について、支給決定後に住民票の写しの提出を徹底すること
- ③ 架空申請や又貸しなどの不適正受給の防止のため、必要に応じ、住宅確保・就労支援員が住宅訪問及び居住実態の確認を行うこと
- ④ ③の実施が困難な場合であっても、以下の方法を参考にされたい
 - ・申請された住所地について住宅地図による確認を行い、不審な点がある場合は上記③の取組を行う
 - ・入居後、住所地に郵便物を発送して連絡を指示する等の方法により入居事実を確認する

等の方法をお示ししているところである。

また、必要に応じて生活保護担当課と情報交換を行い、住宅手当と生活保護の併給確認を行うという方法も有効であると考えられる。

このように、不正が疑われる申請に関しては、現地調査等の実施や、生活保護担当課、総合支援資金貸付実施機関及び関係自治体等の関係機関と連携を図るなどの方法により、不正受給防止対策の推進に努めていただくようお願いする。

また、不正受給事案については、警察等捜査機関への告訴・告発や捜査への協力をを行うなど厳正な対応を行っていただきたい。

2 自立支援の充実・強化について

(1) 自立支援プログラムの一層の推進について

ア 自立支援プログラムの更なる活用について

生活保護受給者に対する自立支援は極めて重要であり、組織的に生活保護受給世帯の自立を支援するため、平成17年度から自立支援プログラムを導入している。

厚生労働省としては、自立支援プログラムの推進のため、

- ・ セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備の支援拡充
- ・ 労働行政等関係機関との連携の強化
- ・ 各自治体における先進的な取組状況に関する情報の提供

等を通じて、引き続き自治体の取組を支援していくこととしている。

平成21年度末現在の自立支援プログラムの策定状況は、下表のとおりであり、各自治体の取組は着実に進んでいると考えられるが、一方で、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化しており、これまで以上にきめ細かい支援が求められている。

各自治体においては、平成21年3月に全福祉事務所に配布した「生活保護自立支援プログラム事例集」及び今年度内に作成予定の同事例集第二弾等を参考に、更に幅広い自立支援プログラムの策定・実施に取り組まれない。特に、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、稼働年齢層の生活保護受給者に対する更なる就労支援の充実・強化をお願いする。

【自立支援プログラム策定数】

(単位：プログラム)

	22年3月末	21年3月末	増加数
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムは除く)	1, 549 (846)	1, 517 (842)	+32
日常生活自立に関する自立支援プログラム	2, 008 (804)	1, 801 (739)	+207
社会生活自立に関する自立支援プログラム	307 (210)	287 (199)	+20
合 計	3, 864	3, 605	+259

(22年3月末欄の()は策定自治体数(886自治体中))

(21年3月末欄の()は策定自治体数(892自治体中))

(厚生労働省保護課調べ)

【自立支援プログラム実施状況】

(単位：人)

	21年度	20年度
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムは除く)	124,210	85,583
日常生活自立に関する自立支援プログラム	36,246	28,114
社会生活自立に関する自立支援プログラム	16,597	15,441
合 計	177,053	129,138

(厚生労働省保護課調べ)

また、すべての自治体において、生活保護受給者等就労支援事業以外の就労支援に関するプログラム及び債務整理に関するプログラムの策定をお願いしていたところであり、未だ策定していない自治体におかれては、早急に整備するよう改めてお願いする。

【就労支援に関する自立支援プログラムの策定状況】

	22年3月末	21年3月末	20年3月末
就労支援に関する自立支援プログラム	1,480 (845)	1,469 (842)	1,329 (765)

(厚生労働省保護課調べ)

【債務整理等に関する自立支援プログラムの策定状況】

	22年3月末	21年3月末	20年3月末
債務整理に関する自立支援プログラム	781 (717)	651 (592)	151 (142)

(厚生労働省保護課調べ)

イ 新しい公共と協働した生活保護受給者の社会的な居場所づくりについて

平成20年秋のリーマンショック以降、稼働能力を有すると考えられる、いわゆる「その他の世帯」が急増する一方で、就労を希望しているが、なかなか再就職に繋がらず、求職活動が長期化する中で働く意欲を失ってしまい、就労という形での社会との繋がりを失った結果、社会から長らく孤立する方が増えてきている。

こうした方々は、企業等の一般就労による経済的自立だけではなく、あわせて、日常生活自立や社会生活自立を考慮して社会とのつながりを結び直す支援を行うことが必要である。

また、学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯の子どもが成長し、再び生活保護世帯になるという、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するために、まず

は地域に子どもがおりのままにいられるような場を確保し、学習支援と共に社会性や他者との関係を育む支援を行うことが必要である。

このように生活保護受給者が社会とのつながりを結び直すことができるようにするためには、生活保護受給者のための「社会的な居場所」づくりを進めることが極めて有効であるとともに、当事者（生活保護受給者）を中心として、企業、NPO、社会福祉法人、住民等と、福祉事務所をはじめとする行政が協働する「新しい公共」が不可欠であるという考えのもと、研究会を開催し、各自治体の取組を促す具体的な方策について検討を行い、平成22年7月に報告書がとりまとめられた。

この報告書で提示した考え方等に基づく取組については、自治体の創意工夫による取組が促進されるよう、平成23年度予算案においてセーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューに「社会的な居場所づくり支援事業（国10/10補助）」を創設することとしている。

社会的な居場所づくり支援事業実施要領（案）

1 目的

NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯の子どもの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

2 対象者

社会とのつながりを結び直す必要のある被保護者又は子どもの健全育成のための支援が必要な生活保護世帯

3 事業内容

- (1) ボランティア活動や中間的就労などの社会参加活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園管理者等のもとでの公園清掃等）への参加により、地域社会との交流の維持、就労習慣の向上等を目指す事業
- (2) 協力事業所における就労体験を実施し、社会経験を積ませ、就労意欲を助長させることにより、段階的な常用雇用を支援する事業

- (3) 民間団体等が実施するグループカウンセリング等への参加により、アルコール依存、ギャンブル依存等の日常生活上の問題を抱える者が自立した日常生活を営めるよう支援する事業
- (4) 精神科病院等退院者に対し、家事・服薬管理の生活指導、地域住民との交流の場の提供、社会福祉施設等における退院後の訓練を行うこと等により、居宅生活継続を支援する事業
- (5) 子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、子どもの進学に関する支援、引きこもりや不登校の子どもに関する支援等を行い、生活保護世帯の子どもが健全に育成される環境を整備する事業
- (6) 上記(1)から(5)までの事業以外で、生活保護受給者の自立を支援するために自立支援サービスの整備を行う事業

4 実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る）

5 事業実施方法

新たな福祉課題に対応し、多面的で効果的な自立支援を行うには、様々な主体の特質を生かしたきめ細かな支援を行う必要があることから、本事業の実施にあたっては、行政と企業、NPO、社会福祉法人、住民等が協働する「新しい公共」による支援を極力検討すること。

ただし、適当な協働先がないなど、「新しい公共」による実施が困難な場合には、行政による直接実施を妨げない。

【釧路市における取組事例】

生活保護受給者に対して、就業体験的ボランティア事業プログラムによる支援から、就労支援プログラム、資格取得等のプログラムによる支援に繋ぎ、日常生活自立や社会生活自立、経済的自立へと支援する。

➤ 支援内容例

- ・作業所ボランティア（知的障がい者施設）
知的障害者の方とコミュニケーションをとりながら作業の補助を行う。
- ・ヘルパー同行（介護事業所）
介護職員に同行して高齢者宅を訪問し、介護の補助を行う。
- ・公園管理ボランティア（釧路市公園緑化協会）
公園管理業務を行う。
- ・インターンシップ（リサイクル事業所）
インターンシップとして、民間事業所で産業廃棄物の選別作業を行う。

➤ 取組の成果

- ・表情が明るくなり顔色が良くなった
- ・自信を取り戻し生活面が前向きになった
- ・病院へ行く回数が減った
- ・就職に前向きになり、就職活動を行うようになった
- ・就業体験により雇用主の信頼を得て、雇用につながった

【埼玉県における取組事例】

生活保護世帯の貧困の連鎖を断ち切る支援として、困難を抱えた親の養育相談に応じるとともに、中学3年生に進学の動機づけを行い、学習支援を通じて基礎学力の向上を図る。

また、子どもたちと高齢者の交流を通じ、「支え合い」の気持ちを育む。

➤ 支援内容

- ・教育相談員が家庭訪問を行い子どもの養育相談、進路相談
- ・高校入試に向けての学力向上及び基礎学力向上のため学習教室への勧誘
- ・県内大学と連携し、学生を活用したボランティアによる学習支援教室を開催
- ・県老人福祉施設協議会と連携し、特別養護老人ホームに学習教室を置くことで、子どもたちと高齢者との交流の機会を設定

➤ 取組の成果

- ・子どもの頑張りに親が刺激され就労意欲が生まれる
- ・不登校、ひきこもりから抜け出すきっかけとなる
- ・個別指導の中で学ぶ意欲が生まれた
- ・孤立しつつある親と子どもの支え役
- ・学習支援を通じて高校受験への意欲が高まる
- ・特別養護老人ホーム入所者とのふれあい

- ・老人福祉施設入所者とのふれあい
- ・福祉事務所、CW、民生委員、学校等との協力体制が強まる
- ・保護者、子どもたちの悩みや願いに対応した取組となっている

また、本年度内の完成を目途として、現在、新しい公共となりうる民間団体等の全国版リストと活動事例や、先駆的な自治体の取組をまとめた事例集の作成等も進めている。

これらの事例集等を参考にするとともに、社会的な居場所づくりの必要性や、新しい公共と協働することの意義についてご理解いただき、積極的に取組を進めていただくようお願いする。

(2) 就労支援の一層の推進について

ア 「福祉から就労」支援事業について

平成17年度から、地方自治体とハローワークが連携して、就労能力及び意欲を一定程度以上有している生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

更に積極的な就労支援を行うため、地方自治体とハローワークが、お互いの役割分担、支援対象者数、就職者数及び事業目標等を明記した協定を締結して就労支援を実施する「福祉から就労」支援事業を、平成23年度予算案に計上している。

モデル協定事例等、詳細は追ってお示しするが、各自治体においては、生活・就労支援協議会等を活用しながらハローワークとの連携を一層促進し、生活保護受給者への就労支援を強化していただくようお願いする。

イ 就労支援員の増配置について

近年、生活保護受給者、特に稼働能力を有すると考えられる、いわゆる「その他の世帯」が急増する中で、ハローワークへの同行や面接支援等特別なサポートを必要とする生活保護受給者の就労支援を専門的に行う就労支援員は、生活保護受給者の自立に対して大きく効果があるとともに、厳しい雇用情勢下にあっても費用対効果

(人件費に対する新規就労・増収による保護費の減額効果)が3倍程度に達する等、保護費の適正化にも大きな成果を上げている。

また、多くの福祉事務所が生活保護現業職員の十分な確保に苦慮している現状において、稼働能力のある生活保護受給者が急増する中で、こうした方々に対する受給直後からの早期の自立、就労支援が効果的であることを踏まえると、現場において早急にきめ細かな支援を行う体制整備が必要であり、就労支援員は必要不可欠な存在となってきた。

このため、平成21年度第2次補正予算において、就労支援員の確保に必要な経費を各都道府県の基金（緊急雇用創出事業臨時特例基金・補助率10/10）に積み増しいただいたところであるが、平成23年1月時点で就労支援員の配置（民間企業等への委託方式を含む）は全国で1,269人とどまるとともに、自治体によっては、「その他の世帯」を多数抱えているにもかかわらず、平成22年度の就労支援員の増配置がない、又は極めて少数にとどまる場所もある。

平成22年度補正予算において、平成23年度の事業継続が確定したところであるので、「就労支援員の増配置について」（平成22年9月14日社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知）を基に、就労支援員を更に増配置いただき、効果的な就労支援事業の推進に取り組んでいただくようお願いする。

また、平成21年度及び22年度に開催した就労支援員の全国研修会については、23年度も開催する見込みであるので、積極的な参加をお願いする。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(1月現在)	
就労支援員配置数等	就労支援員数	529人	557人	666人	1,269
	実施自治体数	298	341	473	518
	(参考)支援対象者数	27,335人	34,052人	42,550人	—

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
費用対効果	交付実績額	約14.9億円	約16.7億円	約18.3億円	—
	効果額	約53.3億円	約45.9億円	約49.4億円	—
	費用対効果	3.57倍	2.75倍	2.70倍	—
	(参考)有効求人倍率	1.02	0.77	0.45	—

3 平成23年度生活保護基準について

(1) 平成23年度生活扶助基準について

生活扶助基準の改定は、一般国民の消費水準との均衡を図るという観点（水準均衡方式）から実施しており、具体的には、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び率を基礎として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で改定している。

平成23年度的生活扶助基準の改定については、こうした考え方にに基づき、これまでの基準に係る経緯を踏まえ、現在の経済、雇用情勢等を総合的に勘案した上で、据え置くこととした。（別紙1参照）

なお、生活保護基準については、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要があることから、評価・検証する場として、先月、社会保障審議会に生活保護基準部会が設置されたところである。同部会では、まずは生活保護基準の専門的かつ客観的な評価・検証の方法等について議論を開始し、月1回程度での開催を予定しており、その検討経過については適宜情報提供してまいりたい。

(2) 子ども手当の増額に伴う対応について

子ども手当は「次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する」という考え方の下で導入されたものであり、その効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、生活保護の児童養育加算は子ども手当と同額としている。

このような考え方を踏まえ、平成23年度予算案において3歳未満の子に対する子ども手当が増額されることに伴い、児童養育加算についても従前の対応に従い、子ども手当と同額となるよう引上げを行うこととしている。

なお、児童養育加算の改定については、国会に提出されている「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案」の成立を踏まえ対応するのでご留意願いたい。

(3) その他

生活扶助（重度障害者他人介護料等）、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）及び勤労控除（新規就労控除）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(別紙1) 平成23年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	175,170	167,870	160,580	153,270	145,980	138,680
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	244,970	226,870	213,580	199,270	186,080	172,780
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の22年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	152,620	147,380	140,530	135,280	128,440	123,190
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	222,420	206,380	193,530	181,280	168,540	157,290
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

4 生活保護制度の実施について

(1) 平成23年度の保護の実施要領等の改正について

平成23年度の主な改正事項は、以下に掲げる事項を予定している。

① 刑務所出所者の実施責任について

刑務所等の出所後、帰住地がないか、又は明らかでない者の実施責任について、現在地保護を徹底し、自治体間での実施責任におけるトラブルを解消する。

特に、刑務所出所後、刑務所所在自治体以外の自治体で保護申請を行った場合、現在地（申請を受けた自治体）が実施責任を負うことを明確化する。

あわせて、出所後、地域生活定着支援センターの調整を受けて居住地特例のある施設に出所した者の実施責任についても明確化する。

② 薬物依存症者の社会復帰対策事業への参加に必要な移送費について

薬物依存症者の社会復帰対策事業への参加に必要な移送費については、生活保護問答集問7-58にて認定する場合の考え方を示しているが、認定方法に自治体間で差異があることが見受けられたことから、取扱いの統一を図る。

③ 高校卒業者に対する世帯認定及び技能習得費の取扱いについて

世帯認定の取扱いとして、高校卒業後直ちに専修学校又は各種学校に就学することは認められず、世帯分離する旨の取扱いを示しているが、専修学校又は各種学校に就学する場合以外の取扱いについては明記されていないため、今般、技能習得費の取扱いとあわせて明確化する。

(2) 介護扶助について

ア 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の生活保護受給者への適用について

厚生労働省老健局では、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が生計困難者の利用者負担を軽減する場合、国、都道府県及び市町村がその費用の一部を助成する事業を実施している。

生活保護受給者については、同事業の対象外であったが、昨年9月の社会保障審議会介護給付費分科会の審議とりまとめにおいて、「(本制度により)生活保護受給者も、ユニット型施設への入所が可能となるよう、支援制度のあり方について検討すべき」との意見を踏まえ、平成23年度から、生活保護受給者の個室の居住費(ショートステイの滞在費を含む。)に係る利用者負担額について、同事業における軽減対象に含めることとなった。

施設事業者が同事業を活用することにより、生活保護受給者の利用者負担の金額軽減(免除)が実施されれば、「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取扱いについて(平成17年9月30日社援保発第0930002号社会・援護局保護課長通知)」において示す「介護保険施設の個室等の利用を認める場合」の要件の一つである「ア(ウ)施設側が利用者の収入の状況等にかんがみ、利用者から居住費の徴収を行わない場合」に該当すると考えるため、生活保護受給者も介護保険施設の個室等の利用が可能となることについて、ご了承ください。

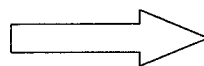
(制度のイメージ)

今般の改正内容(ユニット型個室の例)

生活保護受給者に
係る軽減割合

(現在)

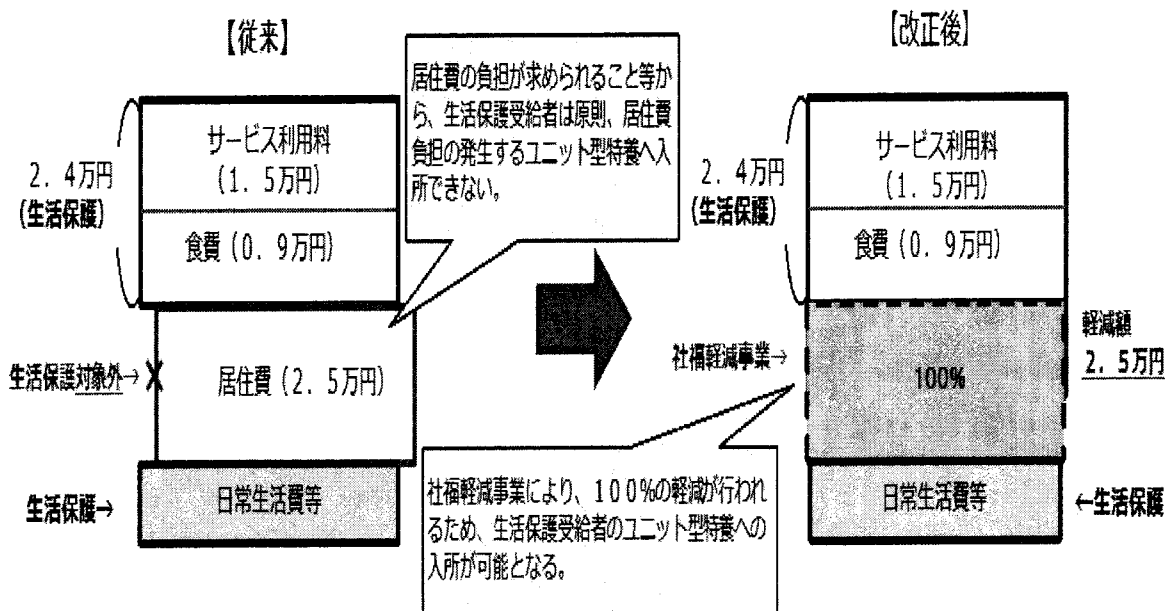
0%



(改正後)

100%

【生活保護受給者の例】



イ 介護保険施設等における一部ユニット型施設の廃止の生活保護制度への影響について

ユニット型施設とユニット型施設以外の施設の併設施設については、これまで「一部ユニット型施設」という一類型であったが、昨年9月の社会保障審議会介護給付費分科会における審議とりまとめを受け、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）」等から一部ユニット型施設に係る規定を廃止することとなった。

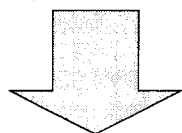
この改正により、現在一部ユニット型施設という類型で一つの施設として運営されている施設については、ユニット型の部分とユニット型以外の部分でそれぞれ個別の施設として指定を受ける必要が生じるが、新たな指定の結果、施設類型の変更に伴う実施責任の変更が想定される。

例えば、介護老人福祉施設として指定を受けた施設が、一部ユニット型の廃止に伴い、入所定員が29人以下の施設として指定を受ける場合は、新たに「地域密着型介護老人福祉施設」としての指定を受けることとなる。この場合、介護老人福祉施設から地域密着型介護老人福祉施設への施設類型の変更に伴い、生活保護法の実施責任について変動が生じることのないよう、介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）において、所要の措置を講じる予定であるので、ご了知願いたい。

（上記の一例）

定員100名の一部ユニット型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（定員の内訳はユニット型部分定員75名、多床室部分定員25名）



（一部ユニット型類型が廃止）

ユニット型部分は定員75名なので、介護老人福祉施設としての指定

多床室部分は定員25名なので、地域密着型介護老人福祉施設としての指定



新たに地域密着型介護老人福祉施設として指定を受けた多床室部分の生活保護受給者の実施責任について、従前どおり居住地特例の対象とし、実施責任が変動しないよう措置する。

(3) 保護施設の運営及び整備について

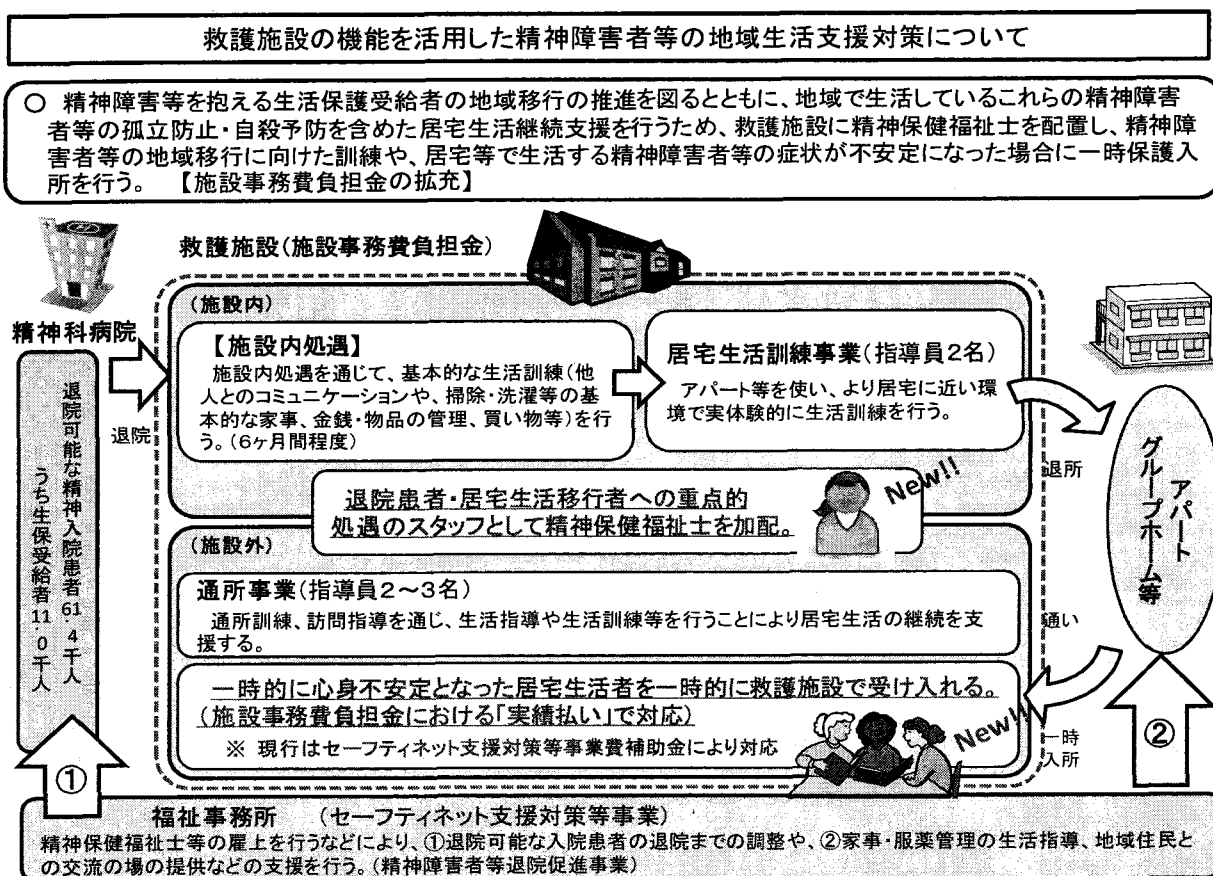
ア 保護施設の運営について

精神病院に入院している生活保護受給者のうち、2割程度（約1.1万人）は「受入条件が整えば退院可能な者」と推計されており、これら退院可能な生活保護受給者の地域生活への移行を推進することが求められている。

また一方で、生活保護受給者は精神疾患を有する者の割合が高く、自殺する方の割合も全国平均より高いという問題が指摘されており、精神障害を抱える生活保護受給者等の支援体制の強化等、自殺防止対策の実施も求められている。

保護施設においては、これまでも精神科病院からの退院患者など、居宅での生活が困難な精神障害者の受入れを行ってきたところであるが、地域移行支援及び地域生活の継続支援の充実強化を図る観点から、新たに平成23年度予算案においては、救護施設に精神保健福祉士を加配した場合の加算措置を講じるほか、精神状態の悪化など一時的に不安定になった際における一時保護入所を実施することとしている。

各自治体におかれては、管内の救護施設との連携を図り、救護施設を活用した精神障害者等の支援に積極的に取り組まれない。



(ア) 救護施設における精神保健福祉士加算の創設について

精神障害者等に対する地域生活への移行に向けた生活訓練など、救護施設における精神障害者等への地域移行支援の充実強化を図るため、平成23年4月から、精神障害を抱える生活保護受給者の入所割合が高い施設において、精神保健福祉士を加配した場合について、保護施設事務費の加算措置を行う。

【精神保健福祉士の加算配置数】

定員 \ 障害者等入所率	70～ 79%	80～ 89%	90～ 95%	95%～
100人以下	1人	1人	1人	1人
101人以上150人以下	1人	1人	1人	1人
151人以上200人以下	1人	2人	2人	2人
201人以上	2人	2人	2人	2人

(イ) 一時的入所にかかる保護施設事務費の実績払いの導入について

精神科病院や保護施設から退院・退所し居宅生活に移行した生活保護受給者が、症状等の悪化により不安定な状態になった場合、再入院を防止し、居宅生活が継続できるよう支援を行うため、平成23年4月から、保護施設において一時的保護入所を行うこととする。

保護施設事務費について、具体的には、原則7日間程度（1か月を超えない範囲で延長可）の一時的な入所に対して、入所日数に応じた実績払いを行うこととする。この措置に伴い、従来セーフティネット支援対策等事業費補助金で実施していた「救護施設居宅生活者ショートステイ事業」については廃止するので御了知されたい。

イ 保護施設の整備について

平成23年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議に係る留意事項については、「平成23年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（平成23年2月16日社援発0216第3号厚生労働省社会・援護局長通知）において既に通知しているため、各地域における保護施設に対する需要やその役割を検討した上で必要な整備について協議されたい。

(4) ブロック会議の開催について

平成23年度では、岩手県（北海道・東北・関東信越ブロック）、愛知県（東海・北陸・近畿ブロック）、福岡県（中国・四国・九州ブロック）において開催を予定しており、開催時期は平成22年度と同様、平成23年10月頃を予定しているので、ご了承ください。

5 不正受給対策の推進等について

(1) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、平成21年10月に実態調査結果を公表し、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、下記の事項について留意いただくよう、同月に各自治体に対して通知を発出したところである。

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

また、昨年5月においては、無料低額宿泊施設等に関する運用改善を図る通知改正を行い、主に以下の事項について改正を行った。

- ① 無料低額宿泊施設に入所している者に対する訪問活動の徹底
- ② 劣悪な施設からの転居の支援（敷金の支給要件の緩和・明確化、移送費の支給要件の明確化、転居指導の明確化）
- ③ 劣悪な施設への入居防止（劣悪な施設に入居する場合等は、敷金等は支給しない）
- ④ 住宅扶助費の適正化（一居室に複数人が入居する場合は、住宅扶助基準額を人数で除した額等により認定する旨を明確化）

無料低額宿泊施設等をめぐる問題、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、各自治体におかれても、引き続きこれらの通知に関する事項について徹底するようお願いする。とりわけ入居者に対する定期的訪問や生活保護費の入居者本人への直接交付が徹底されていない自治体も見受けられるので、これらの徹底をあらためて図られたい。

また、平成22年度から、予算事業として新たに「居宅生活移行支援事業」を実施し、地方自治体が適切と考える無料低額宿泊施設に対し、入居者の居宅生活に向けた支援を委託する際の費用を補助することとしている。

本事業は、平成23年度以降も継続する予定であるので、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援が図られるよう、無料低額宿泊施設等に対する指導監督とあわせて、積極的に本事業の活用を検討いただきたい。

さらに、無料低額宿泊施設等をめぐる不正事案を解決するため、昨年5月、民主党において、生活保護受給者に住居と食事等の生活サービスをセットで提供する事業者に対する刑罰も含めた新たな事業規制を導入するための議員立法案（「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する法律案」）が策定されたところである。

現在、民主党において、同議員立法案の国会提出・成立に向けた準備が進められ、厚生労働省としても必要な協力をしているが、各自治体におかれても、その内容についてあらかじめ御了知願いたい。

なお、本年度御協力をいただいた無料低額宿泊施設等に関する実態調査結果については、集計がとりまとめられ次第周知する予定である。

（2）要保護者の適切な把握のための関係機関等との連携強化について

昨年の記録的な猛暑においては、生活困窮者が公共料金等を滞納し、電気・ガス等の供給が止められ、死亡に至るという大変痛ましい事案が発生した。こうした事態を踏まえ、要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化を図るため、昨年10月1日に関係通知（「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」）を発出し、生活困窮世帯における電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者等と福祉事務所の連携を強化するようお願いしたところである。

今後とも、同通知について御留意の上、これら事業者等との連携の強化を進めるとともに、猛暑日等には必要に応じて、特に高齢者等に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認に努められたい。

なお、安否確認等にあたっては、高齢者担当課等とも調整しつつ、ケースワーカーによる訪問活動等のほか、民生委員や地域包括支援センター、NPO法人等、地域の社会資源との連携、活用についても検討されたい。

(3) 会計検査院からの指摘について

○ 年金加入状況等の把握について

生活保護の実施に当たっては、生活保護法第4条に基づき、その利用し得る資産、能力あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、年金などの社会保障施策等の活用が前提である。

今般、会計検査院より、昨年10月20日付けで通知された処置要求において、厚生年金の脱退手当金及び国民年金の任意加入の活用が十分でない自治体が見受けられたとの指摘を受け、以下の改善が求められたところである。

- ① 厚生労働省は、事業主体に対して、年金及び生活福祉資金制度について改めて周知徹底を図るとともに、事業主体が脱退手当金を受給できる者及び国民年金の任意加入により年金受給権を取得できる者を確実に把握するよう、これら年金給付の有無等を確認するための必要な様式を事業主体に示す等の措置を講じること
- ② 厚生労働省は、事業主体に対して、次のような指示及び技術的助言を行うこと
 - ア 脱退手当金の裁定請求及び国民年金の任意加入手続について生活保護受給者に対する指導を十分に行うこと
 - イ 生活福祉資金貸付金を活用するため、都道府県社会福祉協議会等との連携を強化すること
- ③ 厚生労働省は、事業主体及び都道府県社会福祉協議会に対して、生活保護受給者が任意加入により年金受給権を取得できる場合には、生活福祉資金を貸し付けることができること、貸付要綱等で定められた期間について貸付金の償還を猶予できることを十分に周知すること
- ④ 厚生労働省、都道府県等が実施主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、脱退手当金の受給及び国民年金の任意加入に係る他法他施策の活用を図ることについて、改めて指示を徹底すること

上記の指摘を踏まえ、まずは一定年齢以上の生活保護受給者の年金加入状況について、「ねんきん定期便」等を活用するとともに、年金事務所や市町村の国民年金担当課等と連携の上、必要に応じて生活保護法第29条に基づく調査を実施し、年金加入状況を適確に把握するよう管内の福祉事務所に周知されたい。

また、年金加入状況を把握した結果、特に任意加入すれば1年以内に年金受給権を得られると認められる生活保護受給者に対しては、任意加入に関する手続きに関する必要な助言・支援を行うほか、年金受給権が得られると認められない生活保護受給者であっても、脱退手当金について活用の可能性がないか調査するよう、管内の実施機関に指導されたい。

なお、会計検査院の指摘のうち、上記①及び②については、追って厚生労働省社会・援護局保護課において同省年金局及び日本年金機構と協議の上、具体的な事務の進め方をお示しする予定であるので、予めご了承ください。上記③については、都道府県・指定都市において、福祉事務所の認識が不十分と認められる場合は、都道府県・指定都市において改めて周知していただくようお願いする。

○ 不動産等の資産活用の徹底について

生活保護の実施にあたっては、収入だけでなく、所有する不動産等の資産についても、上記の年金等の社会保障施策と同様に、活用することが前提である。

今般、会計検査院より、昨年10月28日付けで通知された処置要求において、特に不動産担保型資金による資産の活用が適時適切に行われていない自治体が見受けられたとの指摘を受け、以下の改善が求められたところである。

- ① 厚生労働省は、事業主体等に対して次のような指示及び技術的助言を行うこと
 - ア 事業主体に対して、生活保護の実施において、生活保護受給世帯の保有する不動産資産の活用を図ることについての認識を徹底させるとともに、全国会議等で、その活用が適切に行われている事業主体の事務処理、研修教材等の優良事例を取り上げるなどして被保護世帯の保有する資産の活用の徹底を図ること
 - イ 事業主体において、生活保護受給世帯の不動産資産の状況について適時適切に把握するための体制を整備すること
 - ウ 生活保護受給世帯に対する援助方針等に、不動産担保型資金貸付制度の利用についての方針を定めるとともに、同貸付制度を利用した不動産資産の活用について、生活保護受給者に対して具体的な説明や指導を行うこと

エ 事業主体及び都道府県社会福祉協議会に対し、不動産担保型資金等の事務
手続をより分かりやすく明示することにより、同貸付制度についての誤認を
防止等すること

オ 事業主体と都道府県社会福祉協議会との連携を強化すること

② 厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の
際に、被保護世帯が保有する資産の実態把握及び活用状況の確認を徹底し、制
度の活用等が十分でない実施主体に対して改めて指示を徹底すること

上記の指摘を踏まえ、不動産担保型資金貸付制度について、再度理解を深め
るとともに、まずは生活保護受給世帯が所有する不動産資産の状況について適
切に把握の上、資産台帳等を整備し、組織的に管理されたい。

また、これらの指摘のうち、研修教材等の事例提供や資産台帳等を管理するた
めの様式等については、追ってお示しする予定であるので、予めご了解願いたい。

(4) 年金担保貸付利用者の取扱いについて

年金担保貸付制度については、昨年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の
事務・事業の見直しの基本方針」において、「十分な代替措置を講じた上で廃止」と
いう今後の方針が示されたところである。

これを踏まえ、厚生労働省年金局において、代替措置となり得る他制度の検証を行
いつつ、事業の廃止に向けた具体的な検討を進めている。

一方、同制度の廃止に向けた当面の取組として、現行制度の運用の厳格化について、
生活保護関係部局等と連携しつつ、年金担保貸付を契機に生活保護の申請を行う者
に対しては、貸付制限を強化する方策を検討している。

現在、厚生労働省社会・援護局保護課から独立行政法人福祉医療機構に対し、各地
方公共団体から報告いただいているこれらの者のリストを情報提供し、保護受給期間
中は審査時に貸付制限をしているが、今後、厚生労働省年金局及び独立行政法人福祉
医療機構と調整の上、更なる適正化に向けた検討を進めている。

具体的な取扱いについては、今後改めてお知らせすることとしているが、引き続き、
年金担保貸付を契機に生活保護の申請を行う者に対しては、厳格な態度で対応すると
ともに、年金担保貸付制度において貸付制限を行う生活保護受給者のリスト作成に当
たっては、積極的に情報提供いただきたい。

なお、リスト作成に関する情報提供に当たっては、記載ミス等による審査時のエラーが生じないよう御配慮いただきたい。また、現在厚生労働省に登録されている情報について、廃止登録の漏れがないか等の確認作業を追って依頼する予定であるので予め御了知願いたい。

(5) 課税調査の徹底について

従来より、生活保護受給者からの収入申告を求めるとあわせて、課税調査等を活用して生活保護受給者の収入、資産状況を適確に把握することが必要であり、税務担当官署の協力を得て、課税調査の徹底と不正受給の早期発見の実施をお願いしてきたところである。

しかしながら、会計検査院から、一部の自治体において本調査の取組みが十分に実施されていない旨の指摘があったことや、課税情報の閲覧可能時期が翌年の6月以降となるため、恣意的に課税調査時期に保護を辞退し、不正受給の発覚を逃れる等の不正事案も想定されること等の実情を踏まえ、課税調査については、調査対象期間（課税期間）において生活保護を受給していた者全員を対象に実施するようお願いする。

管外に転出した者や生活保護を廃止となった者についても、生活保護費の不正受給は厳正に対応すべきであり、生活保護受給者間の公平性の確保を図る観点から、調査対象とされたい。

(6) 医療扶助・介護扶助の適正化について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）に基づき、平成23年4月から、生活保護の医療扶助に関する診療報酬明細（レセプト）の電子化が全自治体において本格運用される。

厚生労働省としては、これまで医療扶助レセプトの電子化に対応するため、「生活保護等版レセプト管理システム」ソフトウェアの開発を行い、全自治体に配付し、さらに、電子レセプトを受領するための専用パソコン等設備を導入する際の費用についても、平成22年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金において補助する等の対策を講じ、早期の受領体制の整備をお願いしてきたところである。

電子レセプトが導入されることによって、都道府県等本庁及び各実施機関において、電子化された医療レセプトを基に、管内全体や医療機関別、生活保護受給者別の医療費分析、傷病別分析など、多彩な統計・分析機能を用い、的確に現状分析が可能になるだけでなく、医療扶助の適正化に向けた取組や生活保護受給者に対する受診指導等にも活用することができるため、適切な運用開始及び積極的な取組をお願いする。

また、電子レセプトの活用等を通じ、以下に掲げる医療扶助の適正化に向けた取組を実施するよう、併せてお願いする（詳細については、追って通知でお示しする予定である）。

なお、電子レセプトを活用した医療費分析等の具体的な方法・マニュアルについては、関係自治体等も交えた場で検討しているところであり、本年度内を目途にその結果をお示しする予定であるので、予めご了解願いたい。

（電子レセプトの活用等を通じた医療扶助の適正化に向けた取組）

ア 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

医療扶助レセプトの点検は、医療扶助を受けている生活保護受給者の病状把握を行うとともに、医療扶助費の適正な支出を図るために必要不可欠なものである。

医療扶助費の適正な支出のため、全自治体におかれては、既に全医療扶助レセプトについて資格・内容点検を実施していただき、適宜点検効果の検証を行い、効果が不十分と思われる場合は外部点検業者への委託等の点検方法の見直しをお願いしているところである。今後もセーフティネット支援対策等事業費補助金の交付に当たり、当該点検事業について効果的・効率的な取組に対しては、他に優先して採択していく方針であるので御了解願いたい。

また、電子レセプトを活用することで、資格点検においては、医療券の有効性をはじめ、医療扶助受給資格の有無についてこれまでよりも簡易にチェックできるようになり、また、連続月（3ヶ月分等）のレセプトに対し診療内容を点検する縦覧点検においては、当該受給者ごとのレセプト抽出（紐付け）等が、紙レセプトに比較し、格段に効率化が図られることから、これまで以上に実効性のある適正な点検実施をお願いしたい。

イ 指定医療機関への効果的・効率的な指導

昨今、奈良の山本病院事件をはじめ、生活保護受給者に対して架空・過剰な診療を繰り返す等、不正請求を行う生活保護の指定医療機関等が散見されている。

都道府県・指定都市・中核市本庁においては、医療扶助の適正な運営に向けて、これまでも指定医療機関に対する検査及び指導を実施していただいているところであるが、実効性ある検査・指導の実施のため、他の社会保険医療を担当する地方厚生局、国民健康保険部局等の関係部局と定期的に情報の共有化を図るとともに、合同検査の実施を検討するなど連携強化に努められたい。

また、電子レセプト等により、管内の生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析していただき、生活保護受給者に関する請求件数の割合が極めて多い等、他に比べ突出しているケースについては、嘱託医等の協力を得ながら重点的にレセプトの個別内容審査を行い、請求内容に疑義がある指定医療機関に対しては個別の指導を実施されたい。

ウ 向精神薬における適正受診の徹底

昨年4月に生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量入手していた事案を受け、同月に緊急サンプル調査を実施し、調査結果については同年9月に公表したところである。その結果、同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されていた者約2,600人のうちの約7割に当たる約1,800人が、複数の医療機関から不必要に同種の向精神薬を入手するなど、不適切な受診行動が認められた。今回の調査で不適切な受診行動が認められた受給者に対しては、医療機関を一本化する等早急に改善指導に取り組むように全自治体に指示したところであるが、今後の対応として、

- ① 電子レセプトの活用等により同一薬の重複処方のチェックが容易に実施できることから、これらにより、向精神薬の処方について、処方した診療科名、処方量種類、疾患名等についての的確な実態把握に努めること
- ② 今回の調査結果を踏まえ、昨年7月に厚生労働省社会・援護局保護課から日本医師会等関係団体に対し協力依頼を行ったが、不適切と認められる事例を把握し、適正受診に向けた改善指導を実施するためには主治医等医療機関の協力が不可欠である。したがって、必要に応じて、都道府県等本庁から管内医療機関に対し、向精神薬の重複処方の防止に関する協力依頼を行うとともに、複数

の医療機関から重複して向精神薬を処方されている場合等には、主治医等と協力して適正受診指導の徹底を図ること

- ③ 事後審査となる医療扶助のレセプト点検については、従前のレセプト点検においても、同一疾病で複数の医療機関に受診している重複受診は点検していたが、今回明らかになった事例のように、向精神薬等の重複処方に着目した点検は不十分であったと言わざるを得ない。これまでもレセプト点検体制の整備を含め効果的・効率的なレセプト点検に向けた取組をお願いしているが、今回の事案を踏まえ、今後、レセプト点検実施においては、向精神薬等の重複処方の点検の徹底をお願いする。

エ 後発医薬品の利用促進

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進については、生活保護の指定医療機関等に対して、社会保険と同様、後発医薬品の使用に努めるよう求めるとともに、各実施機関においては、生活保護受給者に対して、後発医薬品について適切に選択できるための理解を得られるよう周知徹底をお願いしているところである。

今後は、電子レセプトの活用によって、福祉事務所等は、既に後発医薬品のある先発医薬品が処方されている生活保護受給者についての的確に把握することができるようになる。

具体的には、「生活保護等版レセプト管理システム」を活用することで「医療機関別」及び「個人別」などの後発医薬品の処方実績が把握することができる。

都道府県等本庁及び福祉事務所におかれては、生活保護受給者に係る後発医薬品の処方実績が他の医療機関と比較し低調な医療機関に対し、具体的なデータに基づく処方実績を基に、使用が低調な理由等について意見聴取するとともに、使用促進に向けた協力を依頼されたい。

また、後発医薬品が処方されず、先発医薬品が処方されている生活保護受給者に対しては、個別に助言・指導を行い、必要に応じて差額通知（当該患者が実際に処方されている先発医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の医療費削減額を記載した通知）を用いた具体的な援助を実施するなど、後発医薬品の積極的な活用に向けた理解を得られるよう、取組を講じられたい。

オ 社会保険診療報酬支払基金との連携強化

今般、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）における「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」において生活保護レセプトの審査の充実を図ることとされ、基金において昨年11月審査分から、生活保護レセプトを重点的に審査すべき医療機関を選定し、その重点審査を実施している。

都道府県・指定都市・中核市本庁においては、医療扶助の適正な運営に向けて、これまでも指定医療機関に対する指導及び検査を実施していただいているところであるが、実効性のある指導及び検査実施のために、基金との間の情報の共有、連携強化に努めるようお願いする。今後、生活保護レセプトの重点審査状況等が必要に応じて各地方自治体に情報提供されるよう、厚生労働省社会・援護局保護課と基金とで調整をし、追ってお示しする予定である。

カ 地方厚生局監査の実施について

平成22年度から、地方厚生局の生活保護監査官等により、都道府県・指定都市・中核市本庁に対して、生活保護の医療扶助における適正実施を徹底するために、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査を実施している。

平成22年度に実施した自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に関する監査については、まだ優先適用が徹底されているとは言えない状況であることから、平成23年度においても引き続き同監査を実施する予定である。また、新たに、昨年4月に実施した調査により判明した向精神薬に関する不適切な受診状況を踏まえ、同監査時においても、処方状況の適否・改善状況について聴取する確認監査を実施する予定である。

都道府県等本庁においては、今後発出予定の通知において、

- ① 自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査では、平成22年度同様、「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成22年3月24日付社援保発0324第1号）を踏まえ、福祉事務所において作成された台帳を取りまとめ、厚生労働省に提出していただくこと
- ② 向精神薬に関する重複処方状況の確認監査では、「同一月に複数の医療機関から向精神薬が処方されている者」の台帳を作成、厚生労働省に提出していただくとともに、監査時まで当該処方状況が適切か否かの審査をしていただくこと

を依頼する予定であるので御了知願いたい。

キ 介護扶助における優先適用の徹底について

平成21年度において会計検査院が実施した実地検査において、障害者自立支援法による自立支援給付等と生活保護の介護扶助との関係についても、自立支援給付等の優先適用が徹底されておらず、是正改善を行うべきという指摘を受けたところである。

平成22年3月24日付けで「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について（社援保発0324第1号）を発出したところであるが、生活保護の介護扶助についても、「生活保護法による介護扶助の運営要領」を改正し、特に障害者自立支援法による自立支援給付の優先適用に関する事務手続及び体制整備について必要な事項を明らかにしたところである。

これら通知において明らかにした手続に基づき、他法他施策の優先適用の徹底に向けて、生活保護の適切な事務の執行をお願いする。

6 生活保護関係予算等について

(1) 生活保護関係予算について

ア 平成23年度予算案について

(ア) 保護費負担金について

保護費負担金については、各扶助ごとの給付実績を基礎とした上で、直近の被保護人員の伸び等や、雇用施策による影響などを踏まえ、対前年度3,670億円増(16.7%増)の2兆5,676億円を計上しているところである。

	22年度予算		平成23年度 予算(案)
	当初予算額	補正後予算額	
保護費負担金	2兆2006億円	2兆4211億円	2兆5676億円

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、医療扶助のレセプトオンライン請求への対応や、生活保護業務データシステム導入のためのシステム改修の対応が終了すること等を踏まえ、対前年度▲40億円減の200億円を計上しているところである。

生活保護関係の新規事業としては、企業、NPO、住民等と行政が協働する「新しい公共」により、被保護者の社会的なつながりを結びなおす支援や貧困の連鎖を防止するための子どもの学習支援等を行う「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業」を創設することとしている。

なお、当該新規事業の創設に伴い、従来の「子どもの健全育成事業」、「日常生活自立支援事業」、「社会参加活動活用事業」、「職場適応訓練事業」については、「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業(国10/10補助)」に再編することになるので御留意されたい。

イ 緊急雇用創出事業臨時特別交付金(基金)について

住宅手当緊急特別措置事業及び就労支援員の配置による就労支援事業等について

は、平成21年度第2次補正予算より、各自治体に基金を造成し事業実施しているところであるが、平成22年度補正予算において、事業実施期間を1年間延長したので、各自治体においては、より一層の効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

ウ 生活保護ケースワーカーに係る地方交付税措置について

生活保護ケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置しているところであるが、近年の被保護世帯の急増に対応するため、平成21年度、平成22年度と増員されているところである。平成23年度においては、地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、総務省と調整した結果、引き続きケースワーカーの増員が図られたところである。

については、各自治体の福祉担当部局においても、これを踏まえ、必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図りたい。

【標準団体規模（道府県：人口20万人、市町村：人口10万人）における生活保護ケースワーカー算定数】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
道府県	15人	16人	17人	18人
増員数		(+1人)	(+1人)	(+1人)
市町村	8人	10人	11人	12人
増員数		(+2人)	(+1人)	(+1人)

(2) 生活保護関係予算の執行について

ア 生活保護費等負担金について

(ア) 平成23年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各自治体からの所要見込額に基づき実施しているところである。

平成23年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているが、現下の厳しい雇用失業情勢を受けて、特に稼働能力のある生活保護受給者が

急増する等、保護動向も大きく変化していることから、各自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

なお、毎年、所要額を過大に見込んで多額の返還金が生じている自治体が見受けられるところであるが、限られた財源を有効に活用する観点から、適切に所要額を算出していただくようお願いする。

なお、従前は全自治体からの実績報告書の提出後、一括して交付額の確定を行っていたところであるが、今後は、各自治体からの実績報告書の提出後順次、計画的に確定を行い、早期の精算交付又は返還の手続きを行うこととしているので、必要な予算措置等の対応をお願いしたい。

(イ) 現業員等の詐取等の不正事案の防止について

生活保護費の支給等の事務処理の適正化、詐取等不正事案の報告・把握、詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算については、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について」（平成21年3月9日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において周知徹底を図っているところである。

しかしながら、未だに虚偽の架空ケースを作成し、生活保護費を詐取した事例や、電算システムによる支給決定に当たり、システム上に決裁機能が組み込まれていないため決裁を経ることなく、そのまま経理システムに流れ、不適切に生活保護費が支給される事例等の不正事案が発生している。こうした事案については、生活保護行政に対する国民の信頼を損ねるものであり誠に遺憾である。

各自治体においては、本通知の周知を改めて徹底するとともに、事務処理体制を再点検し、不正事案防止に係る電算システムの改修等が必要場合は、セーフティネット支援対策等事業費補助金により優先的に採択することとしているので、積極的に協議されたい。

なお、今後、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案発生防止の観点から、改めて経理事務に係る標準的な事務処理手順、留意事項等に関する通知を发出することを予定しており、これらを参考とし、更なる不正事案の防止に努められたい。

(ウ) 返還金等の適正な債権管理について

生活保護費等国庫負担金に係る適正な精算については、従前よりお願いしているところであるが、会計検査院の平成21年度決算検査報告において、3自治体で返還金等について収納済額のみを調定額として計上したため、国庫負担金が過大に交付されており不当であるとの指摘を受けたところである。

また、返還金等の債権管理の適正実施の観点から「生活保護費等負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社会・援護局保護課長通知）にて、債権管理台帳等の整備や適切な時効中断の措置等、調定後の債権管理について適正に実施するよう改めて徹底を図ったところである。

各自治体においては、地方自治法等を遵守した処理を行い、適正な国庫負担金の精算を徹底されたい。

なお、上記の趣旨等を踏まえ、生活保護費等国庫負担金交付要綱について改正を行うこととしており、平成23年度においては個々のケースの不納欠損処理の状況等について内容を確認することを予定している。詳細については、別途連絡することとしているが、実績報告書の提出期限については厳守されたい。

イ セーフティネット支援対策等事業費補助金について

セーフティネット支援対策等事業費補助金の実施要綱、交付要綱及び交付方針は別途通知するが、平成23年度については、適正実施を図る観点から、従前から継続実施している事業についても費用対効果等実績を評価した上で選択する方針であるので、各自治体におかれても事業内容等を精査の上、協議願いたい。

平成23年度においては、実施体制整備事業の「子どもの健全育成事業（国10/10補助）」と「自立支援サービス整備事業（国1/2補助）」を整理統合し、被保護者の社会的なつながりを結びなおす支援や貧困の連鎖を防止するための学習支援等を行う「社会的な居場所づくり支援事業（国10/10補助）」を創設したところであり、本事業については、優先的に採択することとしている。

また、医療扶助の適正化や会計検査院から指摘を受けた年金加入状況等の把握、不動産等の資産活用の徹底に係る取組について、強化を図ることとしている。

具体的内容については、別途指示を行うこととしているが、専門調査員の配置等当該取組に必要な経費についても優先的に採択するので、積極的に協議願いたい。

なお、広島市が本補助金を活用して専門員を採用し、各福祉事務所を巡回して生活保護受給者の年金加入状況等についてケース点検を行い、効果を上げている例を参考資料に添付しているので参照されたい。

7 生活保護関係調査等について

(1) 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。

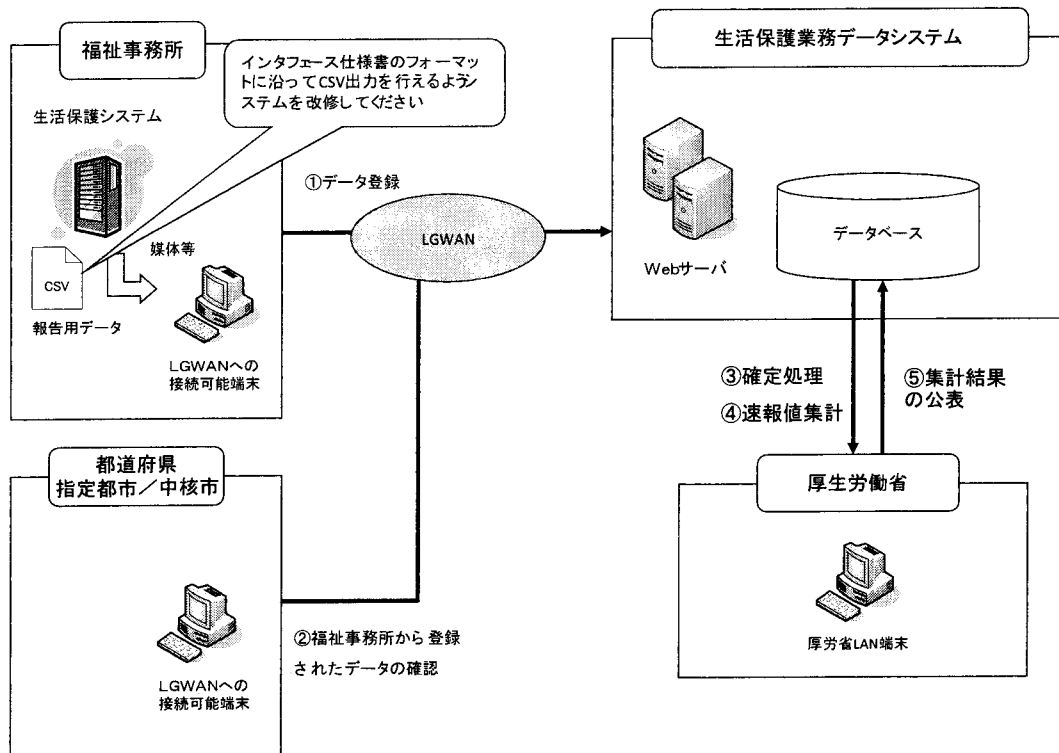
このような中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関係するデータの分析を行うことが不可欠である。

また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

このような課題に対応するため、現在、当省による各種業務報告や調査を見直すとともに、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、当省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」の運用を平成22年度から一部開始している。

自治体及び福祉事務所においては、生活保護システムの改修やデータ投入等を行っていただいているところであるが、平成23年度当初から全自治体において本格運用が開始できるよう、計画的な導入・整備をお願いしたい。

(参考)



(2) 平成23年度生活保護関係調査の実施について

ア 平成23年度生活保護関係調査の実施について

平成23年度的生活保護関係調査については、次の一覧表のとおりである。

被保護者全国一斉調査は、生活保護業務データシステムに平成23年7月末日現在のデータを登録することで提出とさせていただくことになる。データの登録に関して、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査に関しては、平成22年度までは紙レセプトのコピーを提出していただいたが、電子レセプトの本格運用を受け、平成23年度は医科と調剤のレセプトに関しては電子データでの提出を検討している。詳細は別添の資料を参照願いたい。

なお、歯科レセプトは例年どおり紙レセプトでの提出を予定している。

また、社会保障生計調査について、平成23年度から実施をお願いする自治体が増えるが、新たに対象となる自治体に関しては、御協力をお願いする。

イ 調査票の提出締切の厳守について

各調査は、各都道府県・指定都市・中核市の関係者の御理解・御尽力により実施されているが、一部において、提出期限が大幅に遅れる自治体もあり、結果として全体の集計に支障を来している状況となっている。

集計作業の迅速化を図るためにも、提出締切の厳守をお願いしたい。

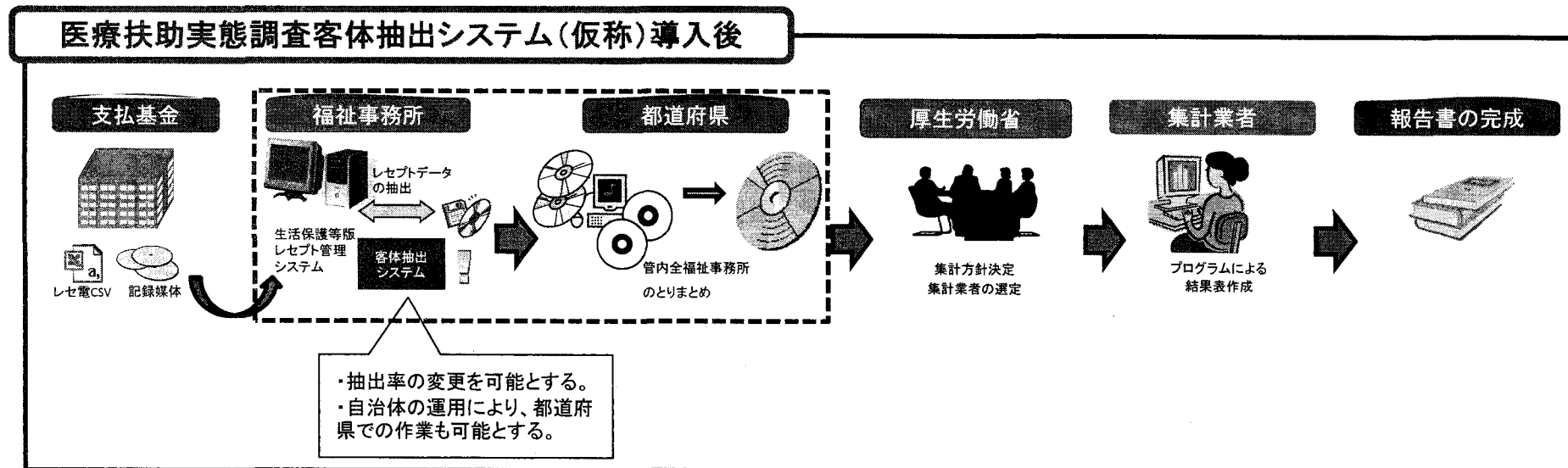
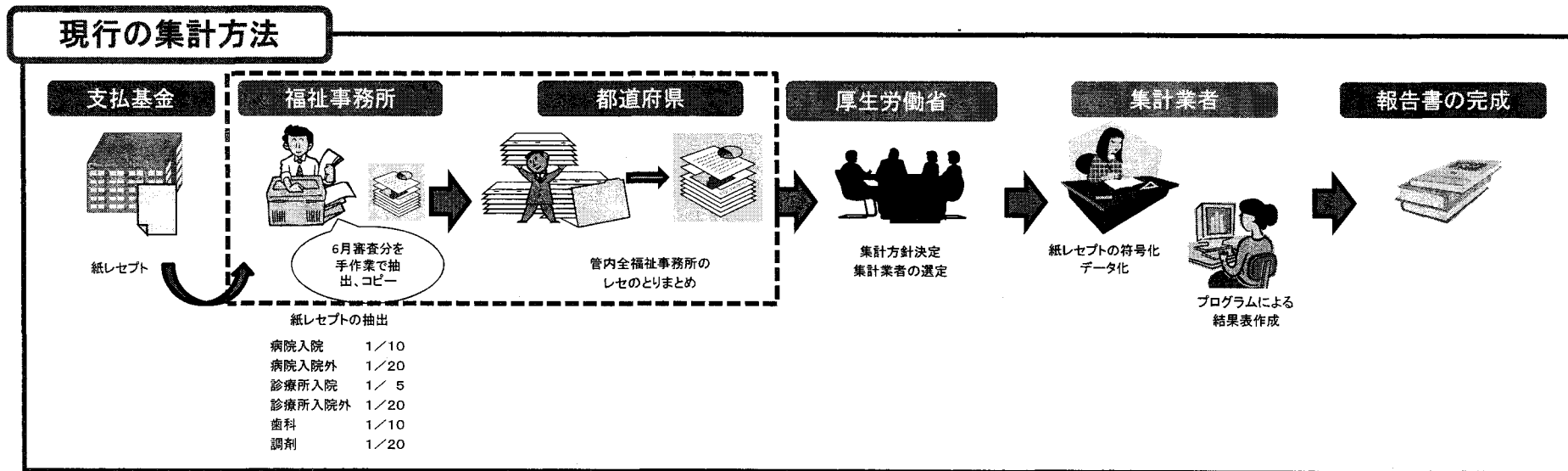
平成23年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者全国 一斉調査 基礎調査 個別調査	全国	被保護世帯 約127万世帯	基礎調査 全数 個別調査 全数	毎年 7月1日現在	基礎調査 23年8月 個別調査 23年8月
医療扶助実態調査	全国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細 書及び調剤報 酬明細書	毎年 7月	23年10月中旬
社会保障生計調査 家計簿	9ブロック 12都道府県 4指定都市 9中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽出	年度 4月から翌年 3月まで	家計簿 翌月末日 脱落補充報告 即時
福祉行政報告例 生活保護関係	全国	被保護世帯 約127万世帯	全数	年度 毎月	翌月末 (月報)

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。

※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

医療扶助実態調査客体抽出システム(仮称)



注:平成23年度調査については、歯科に関しては紙レセプトで対応する。

参 考 资 料

参考 1 生活保護の動向

ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇している。被保護人員の対前年同月比の伸び率をみると、平成22年3月から抑制傾向にあるが、それでも直近の平成22年11月には対前年同月比110.4%となっている。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯数 約60万2千世帯 保護率 7.0%	→	○平成22年11月現在（速報値） 被保護人員 約197万7千人 被保護世帯数 約142万7千世帯 保護率 15.5%
--	---	---

雇用関係指標及び被保護人員の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成21年度平均	*3,360	*5.1	*0.47	*1,763,604	110.7
平成22年 2月	3,210	4.9	0.47	1,843,353	112.9
3月	3,310	5.0	0.49	1,866,157	112.8
4月	3,390	5.1	0.48	1,874,335	112.6
5月	3,400	5.2	0.50	1,888,354	112.5
6月	3,470	5.3	0.52	1,907,176	112.3
7月	3,410	5.2	0.53	1,923,898	111.9
8月	3,340	5.1	0.54	1,937,286	111.6
9月	3,290	5.0	0.55	1,951,200	111.3
10月	3,340	5.1	0.56	1,964,208	110.8
11月	3,360	5.1	0.57	1,977,153	110.4

資料：労働力調査（総務省）、職業安定業務統計、福祉行政報告例（平成21年4月以降は速報値）

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成21年平均

イ 近年の保護動向の特徴

（ア）世帯類型別世帯数の状況

構成割合でみると、半数近く（42.7%）が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成22年11月（速報値）		B/A (倍)
	世帯数(A)	構成割合(%)	世帯数(B)	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,421,481	100.0	2.37
高齢者世帯	254,292	42.3	606,640	42.7	2.39
母子世帯	52,373	8.7	111,023	7.8	2.12
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	470,550	33.1	1.86
その他の世帯	41,627	6.9	233,268	16.4	5.60

資料：福祉行政報告例

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯人員別世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、現在被保護単身世帯の割合は75.5%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯に占める単身世帯の割合は、平成7年度には約3割であったが、平成22年11月には約7割となっている。

世帯類型別被保護世帯数

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
世帯	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
帯	平成22年11月	1,421,481	606,640	111,023	470,550	233,268
	うち単身世帯	1,073,312 (75.5%)	542,299 (89.4%)	-	376,626 (80.0%)	154,387 (66.2%)

資料：福祉行政報告例(平成22年11月分は速報値)

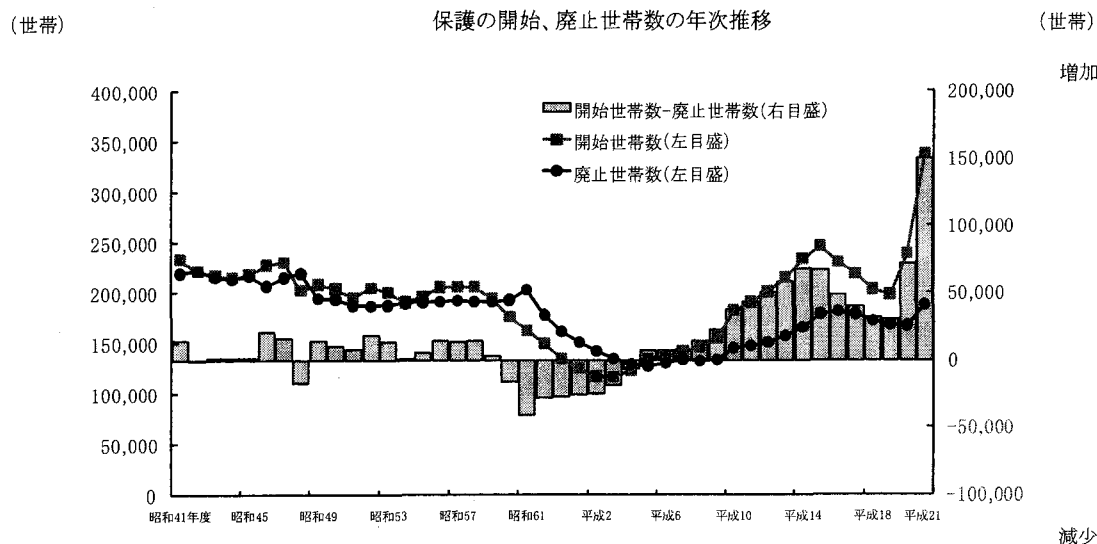
※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

※括弧内は単身者世帯割合。

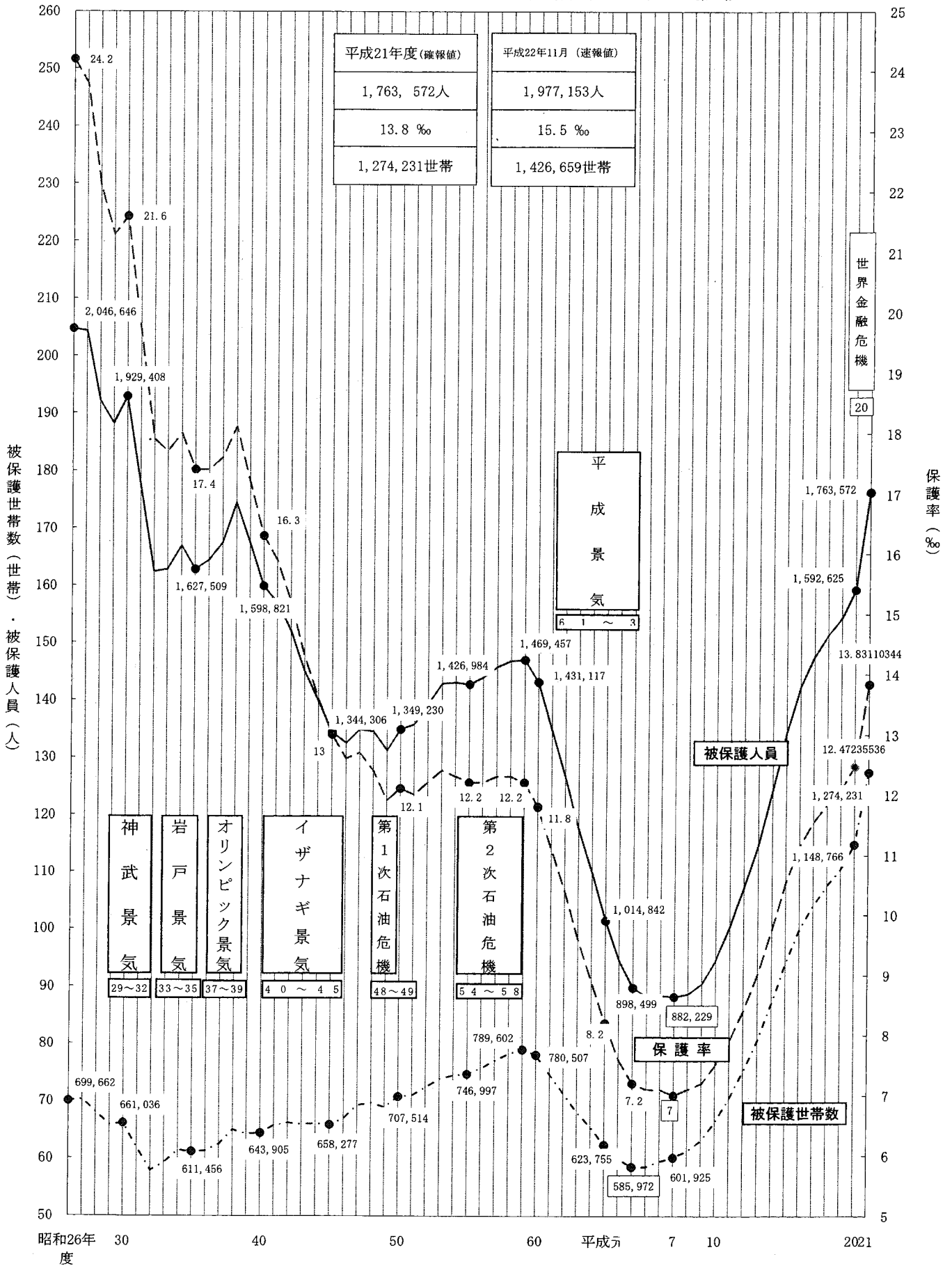
(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成16年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度以降は前年度より大幅に増加している。廃止世帯数については、平成17年度以降減少傾向となっていたが、平成21年度は前年度より増加している。(開始世帯数－廃止世帯数)については、平成15年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度以降は前年度より大幅に増加し、平成21年度は約14万9千世帯となっている。



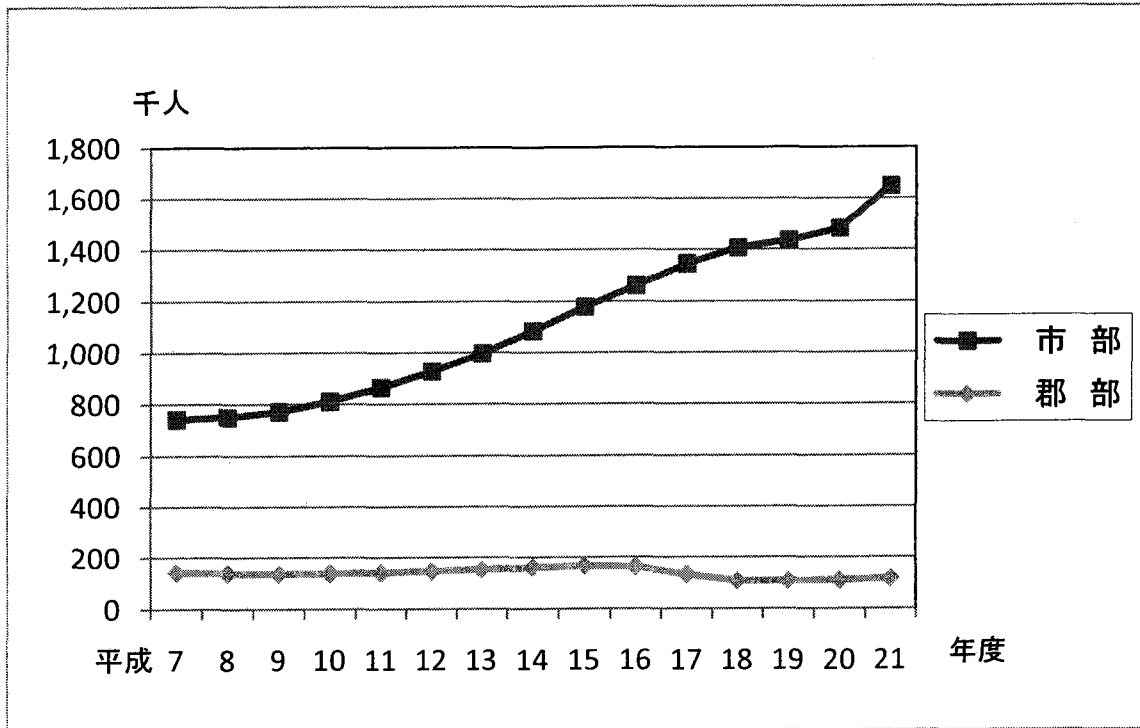
資料：福祉行政報告例

(万) 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	被保護人員		
	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745
平成22年11月	1,977,153	1,855,319	121,834

資料：福祉行政報告例（平成22年11月は速報値）

都道府県・指定都市別保護率

			平成21年度
			‰
全	国		13.8
大	阪	市	49.9
札	幌	市	31.3
京	都	市	28.6
神	戸	市	27.9
堺		市	26.2
北	海	道	25.1
高	知	県	24.2
福	岡	市	22.7
福	岡	県	22.3
大	阪	府	19.5
青	森	県	19.3
冲	縄	県	19.2
川	崎	市	19.2
広	島	市	18.9
北	九	州	18.7
長	崎	県	18.4
東	京	都	17.9
徳	島	県	16.9
鹿	児	島	16.8
名	古	屋	16.0
横	浜	市	15.6
千	葉	市	15.1
岡	山	市	14.9
大	分	県	14.9
仙	台	市	13.4
和	歌	山	12.9
宮	崎	県	12.9
奈	良	県	12.7
秋	田	県	12.6
愛	媛	県	12.6
兵	庫	県	11.4
京	都	府	11.3
新	潟	市	11.3
さ	い	ま	11.1
山	口	県	10.9
広	島	県	10.7
熊	本	県	10.7
香	川	県	10.4
神	奈	川	10.2
鳥	取	県	10.2
岩	手	県	9.7
埼	玉	県	9.0
静	岡	市	8.9
千	葉	市	8.9
岡	山	県	8.8
福	島	県	8.3
三	重	県	8.2
栃	木	県	8.1
佐	賀	県	8.1
宮	城	県	7.7
島	根	県	6.9
滋	賀	県	6.7
茨	城	県	6.7
浜	松	市	6.6
群	馬	県	5.3
石	川	県	5.1
山	形	県	4.9
山	梨	県	4.9
新	潟	県	4.4
愛	知	県	4.3
静	岡	県	4.3
岐	阜	県	4.2
長	野	県	4.2
福	井	県	3.5
富	山	県	2.7

資料：福祉行政報告例

注) 都道府県データは指定都市分を除いたものである。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成21年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

			平成7年度	平成21年度	伸び(21'-7')
			%	%	%
全	国		7.0	13.8	6.8
大	阪	市	18.0	49.9	31.9
札	幌	市	17.0	31.3	14.3
神	戸	市	14.9	27.9	13.0
広	島	市	6.6	18.9	12.3
大	阪	府	8.7	20.5	11.8
千	葉	市	4.6	15.1	10.5
北	海	道	14.7	25.1	10.4
川	崎	市	9.0	19.2	10.2
東	京	都	8.1	17.9	9.8
名	古	屋	6.6	16.0	9.4
高	知	県	15.3	24.2	8.9
横	浜	市	6.9	15.6	8.7
青	森	県	11.0	19.3	8.3
仙	台	市	5.2	13.4	8.2
京	都	市	21.0	28.6	7.6
長	崎	県	10.8	18.4	7.6
福	岡	市	15.1	22.7	7.6
神	奈	川	3.5	10.2	6.7
沖	縄	県	12.9	19.2	6.3
鹿	児	島	10.5	16.8	6.3
埼	玉	県	3.1	9.3	6.2
兵	庫	県	5.3	11.4	6.1
千	葉	県	3.0	8.9	5.9
和	歌	山	7.3	12.9	5.6
秋	田	県	7.0	12.6	5.6
徳	島	県	11.3	16.9	5.6
大	分	県	9.4	14.9	5.5
京	都	府	5.9	11.3	5.4
栃	木	県	3.1	8.1	5.0
奈	良	県	7.8	12.7	4.9
愛	媛	県	7.8	12.6	4.8
福	岡	県	17.5	22.3	4.8
広	島	県	6.1	10.7	4.6
岩	手	県	5.2	9.7	4.5
宮	城	県	3.3	7.7	4.4
宮	崎	県	8.5	12.9	4.4
福	島	県	4.0	8.3	4.3
岡	山	県	6.9	11.0	4.1
鳥	取	県	6.1	10.2	4.1
茨	城	県	3.1	6.7	3.6
新	潟	県	3.2	6.7	3.5
北	九	州	15.2	18.7	3.5
静	岡	県	2.2	5.7	3.5
三	重	県	4.7	8.2	3.5
熊	本	県	7.5	10.7	3.2
山	口	県	7.8	10.9	3.1
香	川	県	7.4	10.4	3.0
群	馬	県	2.6	5.3	2.7
山	梨	県	2.2	4.9	2.7
滋	賀	県	4.2	6.7	2.5
石	川	県	2.7	5.1	2.4
島	根	県	4.5	6.9	2.4
愛	知	県	2.0	4.3	2.3
佐	賀	県	5.8	8.1	2.3
岐	阜	県	2.0	4.2	2.2
長	野	県	2.3	4.2	1.9
山	形	県	3.4	4.9	1.5
福	井	県	2.1	3.5	1.4
富	山	県	2.0	2.7	0.7

資料: 福祉行政報告例

注1) 都道府県データは指定都市分を除いたものである。

2) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市及び岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※伸び(21'-7')の大きい順。

平成7年度から平成20年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

	平成7年度		平成21年度		伸び率(21' / 7')
		%		%	
全 国		7.0		13.8	97.1
千 葉 市		4.6		15.1	227.8
千 葉 県		3.1		9.3	200.8
神 奈 川 県		3.0		8.9	195.1
広 島 市		3.5		10.2	190.3
大 阪 市		6.6		18.9	186.5
大 阪 府		18.0		49.9	177.3
栃 木 県		3.1		8.1	162.6
仙 台 市		5.2		13.4	157.8
仙 台 県		2.2		5.7	156.9
名 古 屋 市		6.6		16.0	142.9
大 阪 府		8.7		20.5	135.1
大 宮 市		3.3		7.7	132.7
横 濱 市		6.9		15.6	125.5
東 京 都		8.1		17.9	121.3
山 梨 県		2.2		4.9	120.7
愛 知 県		2.0		4.3	116.5
兵 庫 県		5.3		11.4	114.9
茨 城 県		3.1		6.7	114.8
新 潟 県		9.0		19.2	112.8
岐 阜 県		3.2		6.7	110.3
福 岡 県		2.0		4.2	110.1
群 馬 県		4.0		8.3	106.6
京 都 府		2.6		5.3	102.8
石 川 県		5.9		11.3	91.8
神 戸 市		2.7		5.1	89.3
神 戸 県		14.9		27.9	87.2
岩 手 県		5.2		9.7	86.5
札 幌 市		17.0		31.3	83.9
長 野 県		2.3		4.2	82.2
和 歌 山 県		7.0		12.6	80.0
和 歌 山 県		7.3		12.9	77.3
広 島 県		6.1		10.7	75.8
青 森 県		11.0		19.3	75.3
三 重 県		4.7		8.2	73.4
北 海 道		14.7		25.1	71.0
長 崎 県		10.8		18.4	70.6
福 井 県		2.1		3.5	67.5
鳥 取 県		6.1		10.2	66.5
奈 良 県		7.8		12.7	62.5
愛 媛 県		7.8		12.6	61.1
滋 賀 県		4.2		6.7	60.3
鹿 児 島 県		10.5		16.8	59.9
岡 山 県		6.9		11.0	59.5
大 分 県		9.4		14.9	58.3
高 知 県		15.3		24.2	58.2
島 根 県		4.5		6.9	53.3
宮 崎 県		8.5		12.9	51.3
福 岡 市		15.1		22.7	50.1
徳 島 県		11.3		16.9	49.3
沖 縄 県		12.9		19.2	49.1
山 形 県		3.4		4.9	43.9
熊 本 県		7.5		10.7	42.9
香 川 県		7.4		10.4	40.4
佐 賀 県		5.8		8.1	39.4
山 口 県		7.8		10.9	39.4
京 都 市		21.0		28.6	36.4
富 山 県		2.0		2.7	33.6
福 岡 県		17.5		22.3	27.2
北 九 州 市		15.2		18.7	22.9

資料: 福祉行政報告例

注1) 都道府県データは指定都市分を除いたものである。

2) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市及び岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※伸び率(21' / 7')の大きい順。

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移

被保護人員の対前年同月比(%)



資料:福祉行政報告例、労働力調査(総務省)

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成元年度=100)						世帯類型別構成割合						
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
平成元年度	653,413	233,370	82,396	282,417		55,230	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	35.7	12.6	43.2			8.5	
2	622,235	231,609	72,899	267,091		50,637	95.2	99.2	88.5	94.6		91.7	37.2	11.7	42.9			8.1	
3	599,482	232,311	64,494	255,961		46,717	91.7	99.5	78.3	90.6		84.6	38.8	10.8	42.7			7.8	
4	584,821	235,119	57,847	248,038		43,818	89.5	100.7	70.2	87.8		79.3	40.2	9.9	42.4			7.5	
5	585,086	240,690	54,697	247,362		42,338	89.5	103.1	66.4	87.6		76.7	41.1	9.3	42.3			7.2	
6	594,439	248,419	53,597	250,158		42,266	91.0	106.4	65.0	88.6		76.5	41.8	9.0	42.1			7.1	
7	600,980	254,292	52,373	252,688		41,627	92.0	109.0	63.6	89.5		75.4	42.3	8.7	42.0			6.9	
8	612,180	264,626	51,671	254,449		41,434	93.7	113.4	62.7	90.1		75.0	43.2	8.4	41.6			6.8	
9	630,577	277,409	52,206	258,558		42,404	96.5	118.9	63.4	91.6		76.8	44.0	8.3	41.0			6.7	
10	662,094	294,680	54,503	267,582		45,329	101.3	126.3	66.1	94.7		82.1	44.5	8.2	40.4			6.8	
11	703,072	315,933	58,435	70,778	207,742	50,184	107.6	135.4	70.9	25.1	73.6	90.9	44.9	8.3	10.1	29.5		7.1	
12	750,181	341,196	63,126	76,484	214,136	55,240	114.8	146.2	76.6	27.1	75.8	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5		7.4	
13	803,993	370,049	68,460	81,519	222,035	61,930	123.0	158.6	83.1	28.9	78.6	112.1	46.0	8.5	10.1	27.6		7.7	
14	869,637	402,835	75,097	87,339	231,963	72,403	133.1	172.6	91.1	30.9	82.1	131.1	46.3	8.6	10.0	26.7		8.3	
15	939,733	435,804	82,216	95,283	241,489	84,941	143.8	186.7	99.8	33.7	85.5	153.8	46.4	8.7	10.1	25.7		9.0	
16	997,149	465,680	87,478	102,418	247,426	94,148	152.6	199.5	106.2	36.3	87.6	170.5	46.7	8.8	10.3	24.8		9.4	
17	1,039,570	451,962	90,531	117,271	272,547	107,259	159.1	193.7	109.9	41.5	96.5	194.2	43.5	8.7	11.3	26.2		10.3	
18	1,073,650	473,838	92,609	125,187	272,170	109,847	164.3	203.0	112.4	44.3	96.4	198.9	44.1	8.6	11.7	25.3		10.2	
19	1,102,945	497,665	92,910	132,007	269,080	111,282	168.8	213.3	112.8	46.7	95.3	201.5	45.1	8.4	12.0	24.4		10.1	
20	1,145,913	523,840	93,408	137,733	269,362	121,570	175.4	224.5	113.4	48.8	95.4	220.1	45.7	8.2	12.0	23.5		10.6	
21	1,270,588	563,061	99,592	146,790	289,166	171,978	194.5	241.3	120.9	52.0	102.4	311.4	44.3	7.8	11.6	22.8		13.5	
平成22年11月	1,421,481	606,640	111,023	159,109	311,441	233,268	217.5	259.9	134.7	56.3	110.3	422.4	100.0	42.7	7.8	11.2	21.9		16.4

注1)保護停止中の世帯を除く。

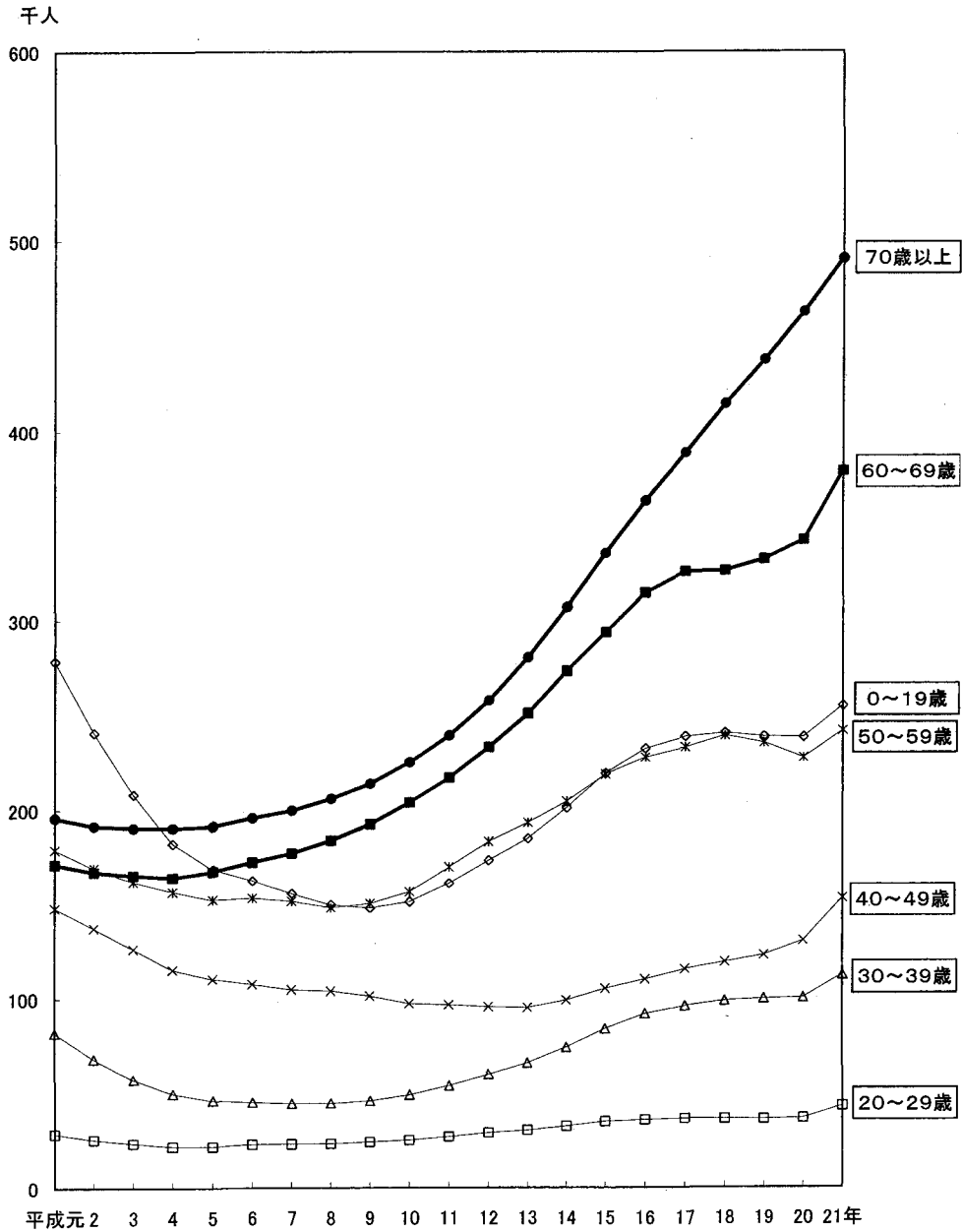
2)平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」:男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」:死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料:福祉行政報告例(平成22年11月は速報値)

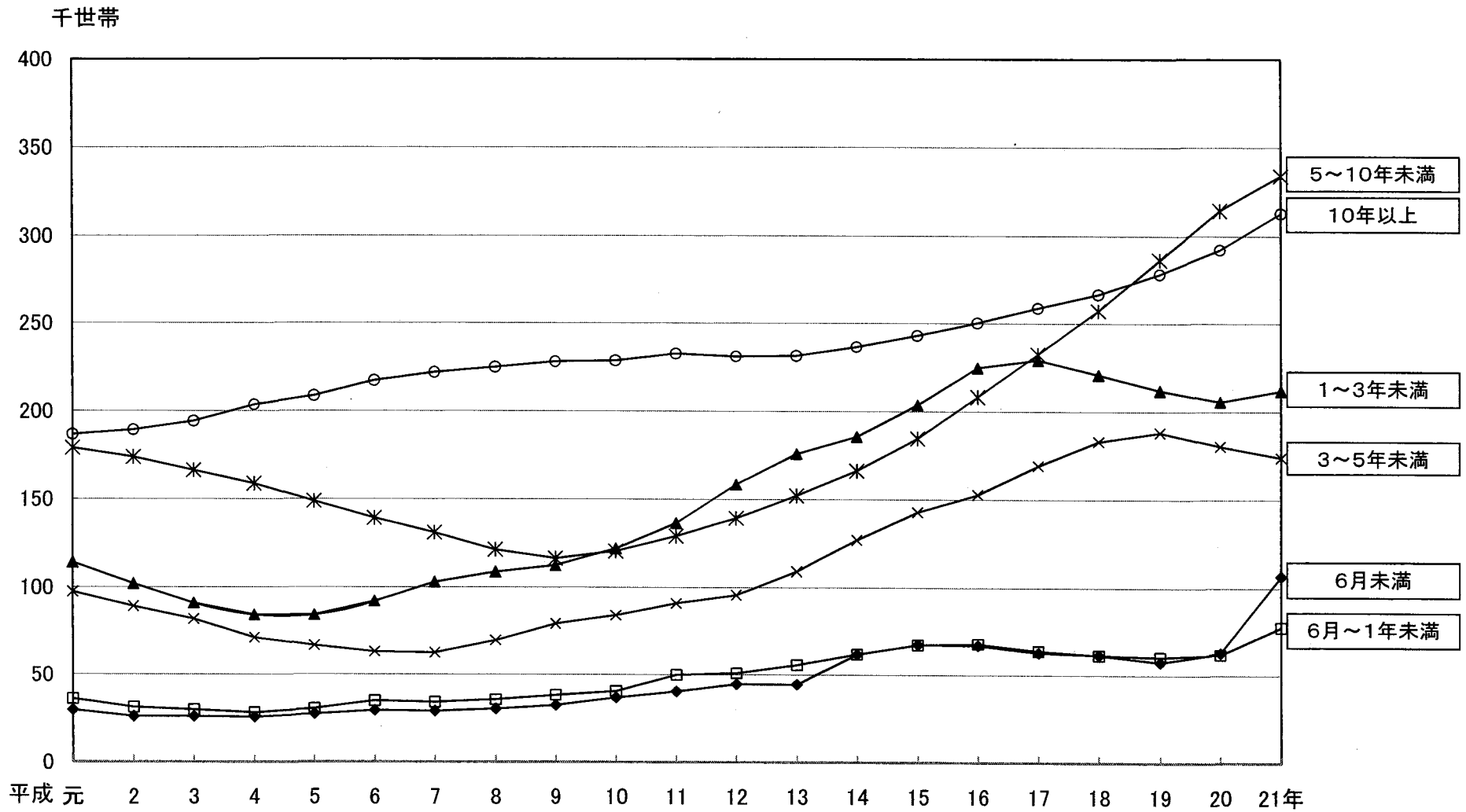
年齢階級別被保護人員の年次推移



	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成元年	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2	240,981	25,327	68,332	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,090
3	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7	155,699	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,393
8	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12	173,240	28,922	59,908	95,657	183,166	233,208	257,839	1,032,010
13	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
構成割合(%)	15.2	2.6	6.7	9.1	14.4	22.6	29.3	100.0

資料：被保護者全国一斉調査(基礎)

保護の受給期間別被保護世帯数の年次推移



資料:被保護者全国一斉調査(個別)

世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

	実数									構成割合			
	総数	稼働世帯							非稼働世帯	総数	稼働世帯	非稼働世帯	
		総数	世帯主が働いている世帯					世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯					働いている者のいない世帯
			総数	常用	日雇	内職	その他						
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	
平成元年度	653,414	129,258	98,711	55,456	14,595	11,077	17,583	30,547	524,156	100.0	19.8	80.2	
2	622,235	116,970	90,200	51,065	13,144	10,226	15,765	26,769	505,266	100.0	18.8	81.2	
3	599,482	105,667	81,959	46,383	11,921	9,453	14,202	23,708	493,816	100.0	17.6	82.4	
4	584,821	95,971	74,926	42,540	10,879	8,559	12,948	21,045	488,851	100.0	16.4	83.6	
5	585,086	89,381	69,655	39,876	10,087	7,914	11,778	19,726	495,706	100.0	15.3	84.7	
6	594,439	85,307	66,456	38,868	9,216	7,525	10,848	18,851	509,132	100.0	14.4	85.6	
7	600,980	81,604	63,705	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4	
8	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0	
9	630,577	79,711	62,987	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4	
10	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8	
11	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0	
12	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0	
13	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1	
14	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1	
15	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9	
16	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6	
17	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4	
18	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3	
19	1,102,945	141,682	115,738	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2	
20	1,145,913	148,463	121,294	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0	
21	1,270,588	164,283	133,906	93,578	19,538	7,116	13,674	30,377	1,106,305	100.0	12.9	87.1	
22年11月	1,421,481	190,617	155,692	108,764	23,958	7,627	15,343	34,925	1,230,864	100.0	13.4	86.6	

資料：福祉行政報告例（平成22年11月は速報値）

（注）保護停止中の世帯を除く。

世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

		総数			高齢者世帯			母子世帯			傷病者・障害者世帯			その他の世帯			
		総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	
実 数	平成7年度	600,980	81,603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	28,776	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210	
	8	612,180	79,466	532,714	264,626	11,362	253,264	51,671	28,015	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801	
	9	630,577	79,712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	28,016	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875	
	10	662,094	80,745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	26,390	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680	
	11	703,072	84,076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	29,125	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492	
	12	750,181	89,660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,620	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832	
	13	803,993	95,295	708,698	370,049	14,185	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847	
	14	869,637	103,711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,302	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578	
	15	939,733	113,967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962	
	16	997,149	123,530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	45,136	349,844	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132	
	17	1,039,570	130,544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	46,534	389,818	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223	
	18	1,073,650	136,000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726	
	19	1,102,945	141,682	961,262	497,665	16,712	480,953	92,910	44,833	48,078	401,087	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321	
	20	1,145,913	148,463	997,450	523,840	18,178	505,662	93,408	44,457	48,952	407,095	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853	
	21	1,270,588	164,283	1,106,305	563,061	20,046	543,016	99,592	44,667	54,926	435,956	39,003	396,953	171,978	60,567	111,411	
		平成22年11月	1,421,481	190,617	1,230,864	606,640	21,985	584,655	111,023	47,851	63,172	470,550	43,005	427,545	233,268	77,776	155,492
	構 成 割 合	平成7年度	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		8	100.0	13.6	86.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4
		9	100.0	13.0	87.0	100.0	4.3	95.7	100.0	54.2	45.8	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0
		10	100.0	12.6	87.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3
		11	100.0	12.2	87.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	48.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9
12		100.0	12.0	88.0	100.0	4.1	95.9	100.0	50.2	49.8	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8	
13		100.0	12.0	88.0	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2	
14		100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	
15		100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3	
16		100.0	12.1	87.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7	
17		100.0	12.4	87.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9	
18		100.0	12.6	87.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	
19		100.0	12.7	87.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7	
20		100.0	12.8	87.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7	
21		100.0	13.0	87.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1	
	平成22年11月	100.0	13.4	86.6	100.0	3.6	96.4	100.0	44.8	55.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8	
	平成22年11月	100.0	13.4	86.6	100.0	3.6	96.4	100.0	43.1	56.9	100.0	9.1	90.9	100.0	33.3	66.7	

資料：福祉行政報告例(平成22年11月は速報値)

注) 保護停止中の世帯を除く。また、数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

保護の種類別扶助人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成12年度 =100)
平成元年度	969,319	100.0	789,295	100.0	158,323	100.0	752,956	100.0
2	889,607	91.8	730,134	92.5	135,793	85.8	711,268	94.5
3	826,462	85.3	681,412	86.3	117,140	74.0	680,735	90.4
4	780,517	80.5	646,486	81.9	103,800	65.6	662,155	87.9
5	765,290	79.0	639,112	81.0	96,505	61.0	658,517	87.5
6	765,629	79.0	644,648	81.7	92,424	58.4	670,603	89.1
7	760,162	78.4	639,129	81.0	88,176	55.7	679,826	90.3
8	766,232	79.0	648,591	82.2	84,973	53.7	695,075	92.3
9	783,840	80.9	668,756	84.7	84,006	53.1	715,662	95.0
10	821,931	84.8	707,094	89.6	86,254	54.5	753,366	100.1
11	877,080	90.5	763,315	96.7	91,042	57.5	803,855	106.8
12	943,025	97.3	824,129	104.4	96,944	61.2	864,231	114.8	66,832	100.0
13	1,014,524	104.7	891,223	112.9	104,590	66.1	928,527	123.3	84,463	126.4
14	1,105,499	114.0	975,486	123.6	114,213	72.1	1,002,886	133.2	105,964	158.6
15	1,201,836	124.0	1,069,135	135.5	124,270	78.5	1,082,648	143.8	127,164	190.3
16	1,273,502	131.4	1,143,310	144.9	132,019	83.4	1,154,521	153.3	147,239	220.3
17	1,320,413	136.2	1,194,020	151.3	135,734	85.7	1,207,814	160.4	164,093	245.5
18	1,354,242	139.7	1,233,105	156.2	137,129	86.6	1,226,233	162.9	172,214	257.7
19	1,379,945	142.4	1,262,158	159.9	135,503	85.6	1,248,145	165.8	184,258	275.7
20	1,422,217	146.7	1,304,858	165.3	134,734	85.1	1,281,838	170.2	195,576	292.6
21	1,586,013	163.6	1,459,768	184.9	144,339	91.2	1,406,456	186.8	209,735	313.8
22年11月	1,802,980	186.0	1,660,488	210.4	157,967	99.8	1,575,653	209.3	230,636	345.1

資料：福祉行政報告例(平成22年11月は速報値)

参考2 自立支援プログラム策定・実施状況

自立支援プログラム策定状況・実施状況個別リスト（平成21年度実績）

（総括表）

コード	プログラムの内容	プログラム策定状況	プログラム実施状況	
		22年3月末	参加者数	達成者数
（経済的自立に関する個別支援プログラム）				
11	生活保護受給者等就労支援事業（平成17年3月31日付け社援発第0331011号による公共職業安定所との連携事業）活用プログラム	869	13,937	5,630
12	就労支援専門員等の専門職員を活用して就労支援を行うもの	467	44,022	13,486
13	協力事業所において職場適応訓練を実施するもの	25	569	507
14	就職セミナーの開催など、就労意欲を高めることに特化した支援を行うもの	33	599	292
15	S・V・CWのみで就労支援を行うもの	623	10,182	2,317
16	中学生の高等学校等への進学、高校生の在学の継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	154	4,430	3,882
17	資格取得に関して支援を行うもの	29	106	44
18	年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	66	53,784	12,161
19	その他（コード11～18以外）の経済的自立に関する個別支援プログラム	123	8,168	2,893
小計	（生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム（コード11）を除く。）	1,520	121,860	35,582
（日常生活自立に関する個別支援プログラム）				
21	入院患者（精神障害者）の退院支援を行うもの	291	8,704	4,623
22	入院患者（精神障害者以外）の退院支援を行うもの	36	923	304
23	看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	82	1,161	314
24	ヘルパー派遣や介護・障害認定の再確認など、適切な介護サービス・障害福祉サービスの提供を支援するもの	157	1,614	768
25	健康管理など、在宅高齢者の日常生活を支援するもの	230	5,414	3,154
26	健康管理など、在宅障害者の日常生活を支援するもの	141	2,841	1,072
27	母子世帯の日常生活を支援するもの	66	714	160
28	多重債務者の債務整理等の支援を行うもの	764	3,120	1,380
29	その他（コード21～28以外）の日常生活自立に関する個別支援プログラム	198	11,409	5,784
小計		1,965	35,900	17,559
（社会生活自立に関する個別支援プログラム）				
31	ボランティア活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など）に参加させるもの	84	1,162	390
32	引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	91	381	160
33	元ホームレスに対して支援を行うもの	50	12,661	12,008
39	その他（コード31～33以外）の社会生活自立に関する個別支援プログラム	77	2,350	860
小計		302	16,554	13,418
合計	（生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム（コード11）を除く。）	3,787	174,314	66,559

（プログラム）

（人）

※参加者数・達成者数を把握できない自立支援プログラムが一部あり。

就労支援員等設置自治体一覧

(平成23年1月1日現在)

都道府県名等	自治体数	就労支援員等数	内 訳							
山口県	4	4	宇部市1	山口市1	周南市1	下関市1				
徳島県	4	8	徳島県3	徳島市2	鳴門市2	三好市1				
香川県	5	6	香川県1	善通寺市1	観音寺市1	東かがわ市1	高松市2			
愛媛県	4	8	愛媛県3	四国中央市1	宇和島市1	松山市3				
高知県	9	15	高知県6	室戸市1	南国市1	土佐市1	須崎市1	四万十市1	香南市1	
			香美市1	高知市2						
福岡県	26	107	福岡県20	大牟田市1	直方市1	飯塚市1	田川市1	八女市1	筑後市2	
			大川市1	行橋市1	中間市1	小郡市1	筑紫野市1	春日市1	大野城市1	
			宗像市1	太宰府市1	糸島市1	古賀市1	福津市1	うきは市1	宮若市1	
			嘉麻市1	朝倉市1	北九州市15	福岡市48	久留米市1			
佐賀県	6	7	佐賀県1	佐賀市1	唐津市2	鳥栖市1	伊万里市1	小城市1		
長崎県	11	17	長崎県2	佐世保市2	諫早市1	大村市2	平戸市1	松浦市2	壱岐市2	
			五島市1	西海市1	雲仙市1	長崎市2				
熊本県	8	14	熊本県4	人吉市1	荒尾市2	水俣市1	玉名市1	山鹿市1	宇城市1	
			熊本市3							
大分県	7	10	別府市3	臼杵市1	津久見市1	杵築市1	豊後大野市1	由布市1	大分市2	
宮崎県	6	11	宮崎県4	都城市1	小林市1	日向市1	えびの市1	宮崎市3		
鹿児島県	9	14	鹿児島県4	鹿屋市1	薩摩川内市1	奄美市1	霧島市1	日置市1	曾於市1	
			始良市1	鹿児島市3						
沖縄県	12	23	沖縄県3	糸満市1	豊見城市1	那覇市7	浦添市1	宜野湾市1	沖縄市2	
			うるま市2	名護市1	宮古島市1	石垣市1	南城市2			
	518	1269								

参考4 住宅手当緊急特別措置事業の実績(全国)

実績月	新規決定分		延長決定分		支給決定(合計)		就職率※	ハローワーク に求職した 離職者数
	支給決定 件数	就職者 数※	支給決定 件数	就職者 数※	支給決定 件数	就職者 数※		
平成21年10月分	1,722	40	-	-	1,722	40	2.3%	464,459
11月分	2,729	110	-	-	2,729	110	3.4%	372,074
12月分	3,499	163	-	-	3,499	163	3.9%	328,705
平成22年1月分	3,733	279	-	-	3,733	279	5.1%	454,272
2月分	3,847	416	-	-	3,847	416	6.5%	393,256
3月分	4,211	538	-	-	4,211	538	7.8%	470,343
平成22年4月分	4,267	759	989	64	5,256	823	9.9%	619,312
5月分	3,869	918	1,412	158	5,281	1,076	12.4%	431,208
6月分	4,277	1,049	1,628	230	5,905	1,279	14.7%	430,521
7月分	3,808	1,131	1,801	265	5,609	1,396	17.0%	401,569
8月分	3,196	1,172	1,722	318	4,918	1,490	19.4%	386,163
9月分	2,869	1,186	1,858	332	4,727	1,518	21.7%	408,815
10月分	2,646	1,148	1,790	417	4,436	1,565	23.9%	411,616
11月分	2,546	1,043	1,632	421	4,178	1,464	25.7%	361,869
12月分	2,483	894	1,689	417	4,172	1,311	27.1%	289,386
計	49,702 (B)	10,846	14,521	2,622	64,223	13,468 (A)		

※ 就職者数:雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの。

※ 就職率 :各月の末日時点における就職率
((A)就職者数の累計)/(B)新規支給決定件数の累計)

参考5 年金等の活用を促進する取組事例（広島市）

巡回指導によるケース検討について

1 経緯

指導監査におけるケース検討（全ケース数の1割）の結果、①障害者加算を認定しているのに障害年金、特別児童扶養手当又は福祉手当の受給資格の検討や被保護者に対しての指導が不十分である、②母子加算を認定しているのに、児童扶養手当の受給資格の検討や被保護者に対しての指導が不十分である、③老齢年金の受給年齢に達しているにも関わらず、受給資格の検討や被保護者に対しての指導が不十分である、④医療扶助及び介護扶助の一部自己負担ケースについて、他法・他施策の活用の検討が不十分である等の事例が散見されたことから、これらの4点に絞って、各区を巡回して、ケース検討を行い、問題があったケースの是正改善を図っている。

2 点検の方法及びその内容

(1) リスト作成

- ① 年金、手当の種別、身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の等級と障害者加算の不突合（以下、「≠」と表記）があるものをリスト作成
 - 特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当≠告示別表第1第2章の2の(2)のア、告示別表第1第2章の2の(3)（肢体不自由児施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条に規定する施設、措置入院患者は除く。）
 - 障害年金1級、特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳1級、2級、精神保健福祉手帳1級≠告示別表第1第2章の2の(2)のア、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の状態にある場合は、告示別表第1第2章の2の(3)（肢体不自由児施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条に規定する施設、措置入院患者は除く。）
（※精神保健福祉手帳の場合、手帳の交付年月日又は更新年月日が初診から1年半年経過している場合、ただし、障害基礎年金の受給権（裁定の請求権）の有無の状況により判断が必要である。）
 - 障害年金2級、特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳3級、精神保健福祉手帳2級≠告示別表第1第2章の2の(2)のイ
（※精神保健福祉手帳の場合、手帳の交付年月日又は更新年月日が初診から1年半年経過している場合、ただし、障害基礎年金の受給権（裁定の請求権）の有無の状況により判断が必要である。）
 - 子ども手当≠児童養育加算
 - 児童扶養手当（父子も対象）≠母子加算

- ② 60歳以上の者で、老齢年金の収入認定がない者について、リストを作成
 - ・老齢年金の受給資格の調査をしているか。
 - ・受給資格がない場合、脱退手当金はどうなっているか。基金はどうなっているか。
 - ・受給資格があるにも関わらず、年金の裁定請求の指導を行っているか。
- ③ 障害基礎年金を収入認定している者で65歳以上の者について、リストを作成
 - ・老齢厚生年金の受給資格はないか。
- ④ 医療扶助及び介護扶助の一部自己負担ケースについて、リストを作成
 - ・他法、他施策の活用ができないか。
 - ・高額療養費、境界層認定の活用ができないか。

(2) 作成したリストをもとに、非常勤職員として採用した保護監査員（3人、生活保護行政の経験を有する者）が、各区福祉事務所を巡回してケース点検を行い、問題があったケースについて、査察指導員に対して、改善を必要とする事項（内容）の説明を行うとともに具体的な改善方策について指示する。

(3) 巡回指導後、概ね6か月以内に保護監査員を派遣してその是正改善状況を確認している。

3 平成21年度費用対効果額

保護費の返還額（生活保護法第63条、78条等） 2.8億円
 経費（人件費等） 0.1億円

※ セーフティネット支援対策等事業費補助金（体制整備強化事業）を活用

(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被 保 護 実 人 員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A %	医療扶助費 総 額 億円	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合 %
		総 数 B	精神 (再掲)	入 院 人	精神 (再掲)	入院外 人	精神 (再掲)			
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	77.1	8,819	59.4
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	78.3	8,773	58.0
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	79.0	9,230	57.5
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	79.6	9,659	57.0
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	80.0	10,416	57.0
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	80.6	10,711	55.2
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	80.9	11,229	54.1
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	80.7	11,622	52.4
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	80.5	12,361	51.8
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	81.1	13,029	51.9
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	81.8	13,470	51.2
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	81.0	13,500	50.6
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	80.9	13,074	49.3
平成20年度	1,592,620	1,281,837	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	80.5	13,393	48.7
平成21年度	1,763,604	1,406,502	98,651	125,560	56,079	1,280,942	42,572	79.8	14,515	47.5

注：医療扶助費は、各年度の医療扶助に要した実績費用の総額を計上している。

(2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員(入院・入院外)

自治体名	総数	入院	入院外
北海道	58,338	5,448	52,890
青森県	18,038	1,642	16,396
岩手県	7,906	819	7,087
宮城県	8,647	735	7,912
秋田県	7,865	648	7,217
山形県	5,359	480	4,879
福島県	8,399	784	7,615
茨城県	17,579	2,017	15,562
栃木県	8,750	994	7,756
群馬県	7,433	673	6,760
埼玉県	42,851	3,587	39,264
千葉県	32,097	2,848	29,249
東京都	206,213	16,152	190,061
神奈川県	22,481	1,705	20,776
新潟県	5,768	473	5,295
富山県	1,342	224	1,118
石川県	2,380	284	2,096
福井県	2,530	280	2,250
山梨県	3,555	444	3,111
長野県	5,924	508	5,416
岐阜県	3,705	396	3,309
静岡県	8,753	891	7,862
愛知県	15,272	1,527	13,745
三重県	13,342	1,397	11,945
滋賀県	5,399	409	4,990
京都府	11,248	674	10,574
大阪府	68,957	4,505	64,452
兵庫県	17,374	1,604	15,770
奈良県	10,023	727	9,296
和歌山県	5,101	423	4,678
鳥取県	5,030	381	4,649
島根県	4,288	380	3,908
岡山県	4,363	523	3,840
広島県	10,566	1,149	9,417
山口県	10,366	1,159	9,207
徳島県	11,805	1,257	10,548
香川県	3,751	412	3,339
愛媛県	7,465	811	6,654
高知県	6,837	800	6,037
福岡県	48,988	4,534	44,454
佐賀県	6,342	756	5,586
長崎県	12,978	1,486	11,492
熊本県	6,782	908	5,874
大分県	9,539	1,256	8,283
宮崎県	7,450	864	6,586
鹿児島県	14,525	2,282	12,243
沖縄県	23,094	2,259	20,835

自治体名	総数	入院	入院外
札幌市	56,049	3,822	52,227
仙台市	13,022	493	12,529
さいたま市	14,178	1,015	13,163
千葉市	11,494	1,035	10,459
横浜市	56,756	5,488	51,268
川崎市	21,906	1,101	20,805
相模原市	8,996	383	8,613
新潟市	7,826	663	7,163
静岡市	5,781	339	5,442
浜松市	5,048	519	4,529
名古屋市	28,899	2,431	26,468
京都市	32,452	2,447	30,005
大阪市	110,607	7,182	103,425
堺市	18,692	1,389	17,303
神戸市	37,175	2,009	35,166
岡山市	9,256	473	8,783
広島市	16,674	729	15,945
北九州市	19,145	2,381	16,764
福岡市	30,134	2,192	27,942
旭川市	11,163	601	10,562
函館市	10,791	765	10,026
青森市	6,260	534	5,726
盛岡市	3,304	233	3,071
秋田市	4,185	406	3,779
郡山市	1,949	135	1,814
いわき市	3,964	516	3,448
宇都宮市	5,818	487	5,331
前橋市	2,532	212	2,320
川越市	2,034	239	1,795
船橋市	4,722	465	4,257
柏市	2,433	229	2,204
横須賀市	3,971	200	3,771
富山市	1,251	151	1,100
金沢市	2,850	401	2,449
長野市	1,318	145	1,173
岐阜市	4,898	1,221	3,677
豊橋市	1,662	244	1,418
豊田市	1,164	115	1,049
岡崎市	1,247	132	1,115
大津市	3,157	210	2,947
高槻市	4,717	263	4,454
東大阪市	13,331	632	12,699
姫路市	6,270	384	5,886
西宮市	5,640	425	5,215
尼崎市	14,384	928	13,456
奈良市	4,744	222	4,522
和歌山市	6,333	415	5,918
倉敷市	5,881	532	5,349
福山市	5,789	287	5,502
下関市	3,486	325	3,161
高松市	5,418	452	4,966
松山市	10,337	1,056	9,281
高知市	10,163	793	9,370
久留米市	4,504	422	4,082
長崎市	8,919	711	8,208
熊本市	10,604	1,088	9,516
大分市	6,555	809	5,746
宮崎市	6,537	584	5,953
鹿児島市	13,602	1,350	12,252
全 国	1,558,775	129,925	1,428,850

資料:生活保護速報(22年10月)

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成21年度)

区 分	① た患者 書類 へ入院 百八十 日を超 え 検査 総数	② ①調 整を 行っ たもの 主治 医と 意見	③ さ れた 者の 結果 の 医療 扶 助に よ り	④ ③のうち措置状況						⑤ ③数 の うち 未 措 置 の 患 者	② / ① の 割 合 (%)	③ / ② の 割 合 (%)	⑤ / ③ の 割 合 (%)
				退院又は移替え等									
				小 計	居 宅 保 護	施 設 入 所	他法への移替		そ の 他				
結 核 予 防 法	精 神 福 祉 保 健												
北海道	2,765	2,477	179	133	51	42			40	46	89.6	7.2	25.7
青森県	555	516	50	35	9	15			11	15	93.0	9.7	30.0
岩手県	405	317	53	23	5	12			6	30	78.3	16.7	56.6
宮城県	334	318	15	9	1	5			3	6	95.2	4.7	40.0
秋田県	360	250	32	27	5	14			8	5	69.4	12.8	15.6
山形県	189	109	2	1		1				1	57.7	1.8	50.0
福島県	388	337	83	52	19	20			13	31	86.9	24.6	37.3
茨城県	1,077	1,075	128	59	7	27			25	69	99.8	11.9	53.9
栃木県	607	353	25	16	1	4			11	9	58.2	7.1	36.0
群馬県	444	383	33	33	9	15			9		86.3	8.6	0.0
埼玉県	1,722	795	159	80	33	16			31	79	46.2	20.0	49.7
千葉県	1,470	1,162	77	33	10	18		1	4	44	79.0	6.6	57.1
東京都	7,530	3,301	860	690	195	242	1	3	249	170	43.8	26.1	19.8
神奈川県	895	746	148	88	46	30			12	60	83.4	19.8	40.5
新潟県	274	160	15	14	5	9				1	58.4	9.4	6.7
富山県	149	97	11	9	1	1		3	4	2	65.1	11.3	18.2
石川県	138	99	1	1		1					71.7	1.0	0.0
福井県	200	149	19	10	2	8				10	74.5	12.8	52.6
山梨県	197	142	1	1		1					72.1	0.7	0.0
長野県	212	195	22	8	2	6				14	92.0	11.3	63.6
岐阜県	228	117	14	7	2	2		3		7	51.3	12.0	50.0
静岡県	439	352	60	52	27	10			15	8	80.2	17.0	13.3
愛知県	662	317	57	39	11	24		2	2	18	47.9	18.0	31.6
三重県	743	364	14	18	11	6	1				49.0	3.8	0.0
滋賀県	178	82	2	1					1	1	46.1	2.4	50.0
京都府	315	194	6	3		3				3	61.6	3.1	50.0
大阪府	1,941	571	138	127	40	31	2	1	53	11	29.4	24.2	8.0
兵庫県	1,121	1,080	126	95	32	38		1	24	31	96.3	11.7	24.6
奈良県	360	71	6	5		3			2	1	19.7	8.5	16.7
和歌山県	176	108	8	5	2	1			2	3	61.4	7.4	37.5
鳥取県	162	144	32	18	2	10			6	14	88.9	22.2	43.8
島根県	212	141	36	19	5	4			10	17	66.5	25.5	47.2
岡山県	266	161	15	11	5	4			2	4	60.5	9.3	26.7
広島県	563	532	41	34	8	20			6	7	94.5	7.7	17.1
山口県	655	429	57	36	9	6		1	20	21	65.5	13.3	36.8
徳島県	658	657	15	12		9			3		99.8	2.3	0.0
香川県	256	251	44	28	7	12			9	16	98.0	17.5	36.4
愛媛県	418	242	49	16	4	10			2	33	57.9	20.2	67.3
高知県	363	159	44	37	21	5			11	7	43.8	27.7	15.9
福岡県	2,853	2,030	264	177	43	97		2	35	69	71.2	13.0	26.1
佐賀県	472	362	56	45	18	12			15	11	76.7	15.5	19.6
長崎県	890	716	57	33	9	11			13	24	80.4	8.0	42.1
熊本県	509	501	52	27	13	9			5	25	98.4	10.4	48.1
大分県	794	307	26	17	5	8			4	9	38.7	8.5	34.6
宮崎県	624	495	94	70	19	17			34	22	79.3	19.0	23.4
鹿児島県	1,350	1,182	111	88	33	32			23	23	87.6	9.4	20.7
沖縄県	964	576	224	92	41	16		3	32	120	59.8	38.9	53.6

(4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成21年度）

区 分	当該年度給付件数									当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)	当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度 継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③ +④+⑤)	① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他					
	北海道	12	23	21	9	2	1		9				
青森県		1	1		1				0	100.0%	366,080	366,080	
岩手県	2	9	8	2	2	1		3	3	72.7%	1,120,190	101,835	
宮城県	3	5	3		1			2	5	37.5%	649,220	81,153	
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山形県		1	1	1					0	100.0%	22,000	22,000	
福島県	2	2	3	1		1	1		1	75.0%	1,474,324	368,581	
茨城県	17	8	19	8	2	4		5	6	76.0%	5,278,851	211,154	
栃木県	1	1	1		1				1	50.0%	883,080	441,540	
群馬県	8	4	10	5	2	1		2	2	83.3%	1,153,120	96,093	
埼玉県	8	30	35	3		1		31	3	92.1%	3,353,150	88,241	
千葉県	8	11	9	2	1	1	1	4	10	47.4%	4,024,710	211,827	
東京都	42	643	655	31	18	4		602	30	95.6%	48,432,932	70,705	
神奈川県	6	13	8	1			1	6	11	42.1%	1,838,132	96,744	
新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
富山県	1	2	1					1	2	33.3%	7,287,084	2,429,028	
石川県		3	3			1		2	0	100.0%	556,125	185,375	
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長野県		3	1		1				2	33.3%	382,917	127,639	
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
静岡県	1	9	6	3	2		1		4	60.0%	6,164,420	616,442	
愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
三重県	1	1	0						2	0.0%	204,480	102,240	
滋賀県		2	0						2	0.0%	305,580	152,790	
京都府	1	7	6	4	2				2	75.0%	1,590,230	198,779	
大阪府	24	29	31	10		2		19	22	58.5%	6,931,760	130,788	
兵庫県	8	3	11	3	1	1		6	0	100.0%	577,670	52,515	
奈良県	3	12	12					12	3	80.0%	1,908,350	127,223	
和歌山県	1	1	1					1	1	50.0%	133,614	66,807	
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
島根県		1	1	1					0	100.0%	88,540	88,540	
岡山県	2		1	1					1	50.0%	1,122,190	561,095	
広島県	2	5	6	4		1		1	1	85.7%	742,675	106,096	
山口県	2	4	2	2					4	33.3%	1,780,350	296,725	
徳島県	4	9	10	5				5	3	76.9%	2,784,380	214,183	
香川県	1	3	3	2				1	1	75.0%	686,360	171,590	
愛媛県	2	7	5	1				4	4	55.6%	2,428,340	269,816	
高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福岡県	9	21	21	6		4		11	9	70.0%	6,021,720	200,724	
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長崎県		1	1					1	0	100.0%	85,800	85,800	
熊本県		1	1	1					0	100.0%	46,800	46,800	
大分県	2	1	0						3	0.0%	1,176,740	392,247	
宮崎県		2	0						2	0.0%	445,500	222,750	
鹿児島県	1	1	2	1				1	0	100.0%	46,800	23,400	
沖縄県	1	1	1					1	1	50.0%	158,660	79,330	

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (平成21年度)

	受診状況把握対象者数		指導対象外		指導対象								
	A+B	うち筋骨格系・ 結合組織	人数 A	うち筋骨格系・ 結合組織	人数 B	うち筋骨格系・ 結合組織	うち改善された者						
							人数 C	うち筋骨格系・ 結合組織	1人当たり 平均効果月数 D	効果月数計 c	1人当たり 平均効果日数 E	効果日数計 e	効果月・1人当 たり効果日数 E/D
北海道	291	101	197	71	94	30	53	15	4.7	250.0	56.5	2994.0	12.0
青森県	16	7	10	4	6	3	4	2	5.5	22.0	70.0	279.8	12.7
岩手県	13	9	9	6	4	3	2	2	4.5	9.0	66.5	133.0	14.8
宮城県	48	35	46	35	2	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
秋田県	12	8	4	2	8	6	6	5	3.2	19.0	25.1	150.3	7.9
山形県	12	7	3	3	9	4	1	0	12.0	12.0	72.0	72.0	6.0
福島県	12	7	11	6	1	1	0	0	-	0.0	-	0.0	-
茨城県	74	36	70	35	4	1	2	1	4.0	8.0	55.5	111.0	13.9
栃木県	39	32	30	23	9	9	3	3	7.3	22.0	80.8	242.4	11.0
群馬県	50	22	40	18	10	4	4	1	5.5	22.0	90.2	360.8	16.4
埼玉県	285	181	206	136	79	45	35	19	5.5	193.0	68.6	2400.4	12.4
千葉県	170	127	136	94	34	33	14	12	4.6	64.0	69.6	975.0	15.2
東京都	1,920	1,112	1,442	816	478	296	146	99	5.3	769.0	56.3	8225.1	10.7
神奈川県	48	33	24	21	24	12	12	8	5.6	67.0	72.9	874.7	13.1
新潟県	7	5	7	5	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
富山県	1	0	1	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
石川県	7	2	6	1	1	1	1	1	4.0	4.0	26.7	26.7	6.7
福井県	10	5	3	0	7	5	7	5	6.9	48.0	82.6	578.0	12.0
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	3	0	2	0	1	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
静岡県	52	17	33	11	19	6	9	3	4.7	42.0	59.3	533.8	12.7
愛知県	95	59	68	45	27	14	20	11	1.4	28.0	12.3	246.9	8.8
三重県	128	35	117	27	11	8	7	5	0.6	4.0	4.7	33.0	8.3
滋賀県	10	2	9	1	1	1	1	1	3.0	3.0	66.0	66.0	22.0
京都府	134	62	82	49	52	13	21	8	5.7	120.0	9.9	208.5	1.7
大阪府	1,143	474	975	430	168	44	40	20	4.9	197.0	43.8	1753.0	8.9
兵庫県	205	100	120	63	85	37	29	14	5.7	165.0	56.8	1646.7	10.0
奈良県	147	64	136	59	11	5	4	2	2.5	10.0	21.8	87.0	8.7
和歌山県	90	52	75	43	15	9	14	8	2.6	37.0	27.4	383.5	10.4
鳥取県	36	12	24	9	12	3	5	2	5.0	25.0	50.2	250.9	10.0
島根県	20	3	19	2	1	1	1	1	9.0	9.0	153.0	153.0	17.0
岡山県	34	11	28	8	6	3	2	2	3.0	6.0	37.5	75.0	12.5
広島県	265	121	135	56	130	65	58	39	0.3	20.2	3.9	227.2	11.2
山口県	130	61	90	36	40	25	15	10	6.2	93.0	67.9	1019.2	11.0
徳島県	91	19	80	17	11	2	6	1	4.8	29.0	29.0	174.0	6.0
香川県	91	38	69	33	22	5	6	2	2.9	17.5	44.4	266.4	15.2
愛媛県	89	32	49	13	40	19	11	5	5.5	61.0	56.4	620.2	10.2
高知県	74	39	32	18	42	21	18	10	6.1	109.0	53.4	961.0	8.8
福岡県	875	400	511	208	364	192	128	77	0.8	107.0	9.0	1154.0	10.8
佐賀県	132	63	76	31	56	32	18	9	4.8	86.0	53.8	969.2	11.3
長崎県	88	45	61	32	27	13	17	12	1.2	21.2	10.9	185.6	8.8
熊本県	27	17	12	6	15	11	7	4	6.3	44.0	55.9	391.0	8.9
大分県	94	18	79	8	15	10	9	7	-	0.0	-	0.0	-
宮崎県	43	20	38	17	5	3	3	2	7.3	22.0	72.5	217.5	9.9
鹿児島県	109	67	87	52	22	15	14	9	6.1	86.0	76.2	1066.7	12.4
沖縄県	30	13	18	4	12	9	7	6	3.4	24.0	47.1	330.0	13.8

(7) 各都道府県・市別レセプト点検(過誤調整)の状況(平成21年度)

(単位:円)

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額		過誤調整率(%) (※2)			
		B=C+D	資格 C	内容 D	B/A	C/A	D/A
A							
北海道	55,357,477,615	384,201,605	158,725,926	225,475,679	0.69	0.29	0.41
青森県	13,492,629,809	64,709,728	49,541,972	15,167,756	0.48	0.37	0.11
岩手県	5,896,851,088	38,196,073	28,338,115	9,857,958	0.65	0.48	0.17
宮城県	7,119,217,226	22,931,981	10,491,150	12,440,831	0.32	0.15	0.17
秋田県	6,255,050,870	44,880,970	25,776,271	19,104,699	0.72	0.41	0.31
山形県	4,338,587,347	53,024,777	34,955,825	18,068,952	1.22	0.81	0.42
福島県	7,540,532,935	67,124,121	40,970,614	26,153,507	0.89	0.54	0.35
茨城県	17,376,025,829	282,269,955	235,907,965	46,361,990	1.62	1.36	0.27
栃木県	8,245,770,609	71,635,803	42,874,362	28,761,441	0.87	0.52	0.35
群馬県	6,295,776,021	109,241,041	46,214,829	63,026,212	1.74	0.73	1.00
埼玉県	36,307,126,431	298,705,520	167,752,990	130,952,530	0.82	0.46	0.36
千葉県	27,716,613,834	179,180,320	132,776,945	46,403,375	0.65	0.48	0.17
東京都	301,959,055,402	987,662,739	520,625,702	467,037,037	0.33	0.17	0.15
神奈川県	18,693,131,997	160,427,699	104,236,123	56,191,576	0.86	0.56	0.30
新潟県	4,618,404,478	38,665,009	20,795,640	17,869,369	0.84	0.45	0.39
富山県	1,627,855,500	12,752,522	7,877,616	4,874,906	0.78	0.48	0.30
石川県	2,855,310,684	30,376,521	19,920,730	10,455,791	1.06	0.70	0.37
福井県	2,907,301,430	42,873,343	38,703,313	4,170,030	1.47	1.33	0.14
山梨県	2,188,704,162	58,097,930	3,804,540	54,293,390	2.64	0.17	2.47
長野県	4,795,386,041	74,835,963	49,448,823	25,387,140	1.56	1.03	0.53
岐阜県	3,087,524,343	21,815,470	8,342,036	13,473,434	0.71	0.27	0.44
静岡県	8,382,372,950	126,567,439	85,396,448	41,170,991	1.51	1.02	0.49
愛知県	13,411,931,294	113,358,996	61,448,086	51,910,910	0.85	0.46	0.39
三重県	14,328,110,451	96,192,096	70,956,044	25,236,052	0.67	0.50	0.18
滋賀県	4,084,745,603	70,160,504	53,194,121	16,966,383	1.72	1.30	0.42
京都府	6,440,628,458	53,610,951	29,807,147	23,803,804	0.83	0.46	0.37
大阪府	60,681,094,708	474,860,967	309,601,669	165,259,298	0.78	0.51	0.27
兵庫県	16,114,308,888	126,074,620	75,954,801	50,119,819	0.78	0.47	0.31
奈良県	9,115,713,366	94,016,310	70,857,619	23,158,691	1.03	0.78	0.26
和歌山県	5,035,721,412	52,456,484	26,643,864	25,812,620	1.04	0.53	0.51
鳥取県	4,433,418,677	67,815,741	46,015,594	21,800,147	1.53	1.04	0.49
島根県	4,068,915,003	76,183,512	42,911,600	33,271,912	1.87	1.05	0.82
岡山県	4,734,006,520	53,456,481	26,846,536	26,609,945	1.13	0.57	0.56
広島県	9,555,021,656	154,089,962	117,368,193	36,721,769	1.61	1.23	0.38
山口県	10,350,778,216	94,518,866	63,359,913	31,158,953	0.91	0.61	0.30
徳島県	12,327,366,801	175,673,044	139,292,480	36,380,564	1.43	1.13	0.30
香川県	4,004,666,453	29,647,681	16,519,892	13,127,789	0.74	0.41	0.33
愛媛県	7,168,546,861	58,219,894	26,715,586	31,504,308	0.81	0.37	0.44
高知県	7,749,970,152	77,326,672	63,685,752	13,640,920	1.00	0.82	0.18
福岡県	48,584,403,147	318,768,176	210,439,634	108,328,542	0.66	0.43	0.22
佐賀県	7,183,631,317	121,321,741	102,518,318	18,803,423	1.69	1.43	0.26
長崎県	13,431,322,625	100,507,492	59,162,272	41,345,220	0.75	0.44	0.31
熊本県	7,486,478,236	148,949,771	107,839,710	41,110,061	1.99	1.44	0.55
大分県	11,318,143,016	92,209,433	59,048,719	33,160,714	0.81	0.52	0.29
宮崎県	8,080,555,133	25,580,482	23,645,212	1,935,270	0.32	0.29	0.02
鹿児島県	15,537,934,423	321,461,726	296,854,666	24,607,060	2.07	1.91	0.16
沖縄県	21,892,879,206	462,827,563	360,932,062	101,895,501	2.11	1.65	0.47

(8) 介護扶助受給者の状況

	介護扶助 受給者総数 (人)	施設介護サービス受給者数(人)					居宅介護 サービス 受給者数 (人)	介護 予防人員 (人)	介護 扶助費 (億円)
		施設入所者 総数	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 介護老人 福祉施設			
平成12年度	66,832	13,809	3,174	5,269	5,366	—	53,023	—	143
平成13年度	84,463	18,003	5,683	6,655	5,665	—	66,460	—	222
平成14年度	105,964	22,680	8,043	8,010	6,627	—	83,285	—	291
平成15年度	127,164	26,640	10,216	9,226	7,198	—	100,524	—	358
平成16年度	147,239	29,213	12,158	9,967	7,088	—	118,027	—	419
平成17年度	164,093	31,875	13,981	10,936	6,958	—	132,218	—	470
平成18年度	172,214	34,437	15,498	12,462	6,477	—	127,964	9,812	502
平成19年度	184,258	36,597	16,884	13,350	6,238	125	109,064	38,597	539
平成20年度	195,576	37,644	18,002	13,944	5,607	91	110,951	46,981	562
平成21年度 (速報値 ^(*))	209,737	39,049	19,203	14,553	5,187	107	120,471	50,217	610

※ 介護扶助費は除く

出典：福祉行政報告例、生活保護費負担金事業実績報告

参考7 平成22年度 保護施設通所事業・救護施設居宅生活訓練事業実施施設一覧

(1) 保護施設通所事業

① 救護施設

	都道府県	施設名
1	岩手県	松山荘
2	福島県	矢吹緑風園
3	栃木県	鳴鶴寮
4	東京都	黎明寮
5	東京都	あかつき
6	神奈川県	平塚ふじみ園
7	兵庫県	南光園
8	岡山県	三楽園
9	福岡県	仁風園
10	大分県	大分県溪泉寮
11	宮崎県	清風園
12	浜松市	讃栄寮
13	浜松市	慈照園
14	大阪市	淀川寮
15	大阪市	平和寮
16	大阪市	今池平和寮
17	大阪市	愛隣寮
18	大阪市	三徳寮
19	大阪市	白雲寮
20	大阪市	甲子寮
21	大阪市	ホーリーホーム
22	神戸市	アメニティホーム夢野
23	神戸市	ヨハネ寮
24	高知市	誠和園

② 更生施設

	都道府県	施設名
1	東京都	しのばず荘
2	東京都	本木荘
3	東京都	更生施設ふじみ
4	東京都	けやき荘
5	東京都	塩崎荘
6	東京都	淀橋荘
7	東京都	千駄ヶ谷荘
8	東京都	浜川荘
9	東京都	東が丘荘
10	横浜市	横浜中央浩生館
11	横浜市	民衆館
12	名古屋市	笹島寮
13	大阪市	淀川寮
14	大阪市	大淀寮

○ 保護施設通所事業実施施設数

救護施設 24施設(188施設)
 更生施設 14施設(20施設)
 計 38施設(208設)

()内は全国の施設数(H22.10.1現在)

(2) 救護施設居宅生活訓練事業

救護施設

	都道府県	施設名
1	岩手県	松山荘
2	岩手県	好地荘
3	山形県	泉荘
4	山形県	みやま荘
5	福島県	矢吹緑風園
6	福島県	しののめ荘
7	栃木県	鳴鶴寮
8	東京都	黎明寮
9	東京都	あかつき
10	兵庫県	のぞみの家
11	兵庫県	桃李園
12	兵庫県	南光園
13	岡山県	三楽園
14	大分県	大分県溪泉寮
15	浜松市	讃栄寮
16	浜松市	清風寮
17	大阪市	淀川寮
18	大阪市	平和寮
19	大阪市	今池平和寮
20	大阪市	三徳寮
21	大阪市	白雲寮
22	大阪市	三恵園
23	神戸市	アメニティホーム夢野
24	神戸市	ヨハネ寮
25	郡山市	郡山せいわ園
26	東大阪市	フローラ
27	西宮市	ななくさ厚生院

○ 救護施設居宅生活訓練事業実施施設数

救護施設 27施設(188施設)

()内は全国の施設数(H22.10.1現在)

参考8 平成23年度生活保護関係会議及び生活保護関係研修会の実施予定について

月	厚生労働省実施分	その他 (<input type="checkbox"/> 国立保健医療科学院実施分) (<input type="checkbox"/> 全社協中央福祉学院実施分)
4		<input type="checkbox"/> 社会福祉主事資格認定通信課程 (4月1日～3月31日)
5	○生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議 (11日～13日：自立推進・指導監査室) ○新任査察指導員基礎研修会 (25日～27日：自立推進・指導監査室)	
6	○生活保護担当ケースワーカー全国研修会 (15日～17日：保護課)	
7		◇福祉事務所長研修 (6日～8日) ◇生活保護自立支援研修担当育成研修 (20日～22日)
8	○生活保護査察指導に関する研究協議会 (24日～26日：自立推進・指導監査室)	
9		
10	○生活保護担当指導職員ブロック会議 (北海道・東北・関東信越ブロック：岩手県) (東海・北陸近畿ブロック：愛知県) (中国四国・九州ブロック：福岡県)	
11	○生活保護就労支援員全国研修会 (保護課)	
12		
1		
2		
3	○生活保護関係全国係長会議	